

## 令和2年度決算審査特別委員会（第3回）

令和3年9月13日（月曜日）午前10時17分開会

### ○付託案件

- 認定第1号 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について  
認定第7号 令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

### ○出席委員（15名）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 横田 有 一  | 副委員長 | 川 上 弘 一 |
| 委員  | 平 松 俊 一 | 委員   | 池 田 誠 悦 |
| 委員  | 田 村 敏 郎 | 委員   | 畑 中 静 一 |
| 委員  | 長谷川 生 人 | 委員   | 上 野 武 彦 |
| 委員  | 坂 本 繁   | 委員   | 澤 出 明 宏 |
| 委員  | 中 島 勝 也 | 委員   | 川 村 主 税 |
| 委員  | 中 川 友 規 | 委員   | 若 山 雅 行 |
| 委員  | 青 山 金 助 |      |         |

### ○欠席委員（1名）

委員 稲 垣 明 美

### ○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（7名）

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 副 町 長     | 宮 田 東   | 総務部総務財政課長 | 青 山 栄久雄 |
| 総務部長事務取扱  |         |           |         |
| 総務部情報防災課長 | 若 山 みつる | 総務部政策推進課長 | 中 村 雄 司 |
| 総務部税務課長   | 柴 田 憲   | 会 計 課 長   | 関 口 順 子 |
| 議会事務局長    | 広 部 美 幸 |           |         |

### ○本会議の書記

事務局 局長 広 部 美 幸 書 記 妹 尾 洋 兵

午前10時17分 開会

○横田委員長 ただいまより、令和2年度決算審査特別委員会第3回目を開催いたします。

稲垣委員から欠席の届出が出ています。

令和2年度決算に関わる各課の聞き取りを行いますので、よろしく御協力お願いいたします。

追加資料については、担当課の聴取の前までに提出を依頼していますが、間に合わない場合は後日となりますので、よろしくお願いいたします。

また、提出のあった資料については、議員としての守秘義務に関わる部分もありますので、くれぐれも注意していただくようお願いいたします。

それでは、今後の審査方法について、事務局長の説明を受けてから進めさせていただきます。

事務局長。

○広部議会事務局長 おはようございます。

本日からの決算審査特別委員会の審査をよろしくをお願いいたします。

それでは、私のほうから、改めて審査方法について説明いたします。

審査に当たっては、部ごとに入っていただきますが、それぞれ担当課長は、自分の番が来る前には席についていただくようにしております。

決算書及び提出資料に基づいて説明させていただきます。

議会事務局、会計課の後に、総務部について、順次、課ごとに説明、質疑に入ります。

なお、広報広聴特別委員会での決定事項でございますが、決算審査特別委員会をYouTube配信する場合の作業の検証のために、本日より録画することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○横田委員長 何か御質問ありますか、今の件につきまして。

若山委員。

○若山委員 今、資料等の取り扱いについて、十分注意ということで委員長よりお話ありました。もとより注意するつもりですけれども、こうやって配付されたものはもちろんあれですけれども、そこに置いてある閲覧という形の提出資料についても、メモをとりたいのですけれども、それはよ

ろしいでしょうか。その確認をお願いします。

○横田委員長 議会事務局長。

○広部議会事務局長 必要であれば、各自、メモをとっていただいて構いません。ただ、皆様、くれぐれも外部に漏らしてはいけない部分もございますので、その辺、自己責任でどうぞよろしくお願いいたします。

○横田委員長 あとよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 それでは、初めに、議会事務局の審査を行います。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明のない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、議会事務局長、決算書及び提出資料に基づく説明をお願いします。

議会事務局長。

○広部議会事務局長 それでは、議会事務局所管の令和2年度決算について、共通様式の説明をいたします。

ナンバー1は庶務係分で、決算書52から53ページ、事業決算名は議会費です。当初予算額1億369万5,000円、補正予算額は合計でマイナス126万9,000円です。補正のマイナス部分は、コロナ禍により会議などが中止となったことによる旅費の減額と、第3委員会室に新しいマイクユニットを購入する予定でしたが、コロナ禍により、狭い会議室は使用しなくなったことから、当初予定しておりましたマイクユニットを購入しないこととなり、減額したのが主な理由です。予算現額合計は1億242万6,000円、支出済額は1億192万7,979円、不用額は49万8,021円、執行率は99.5%です。

事業決算の具体的な内容については記載のとおりでございますが、例年と違う支出は、17節備品購入費に本会議場設備機器等譲渡取得費(債務負担)として498万6,630円でございます。これは、令和元年度に本会議場のマイクを新しいものに交換し、その支払いが令和元年度から令和5年度まで、5年間で支払うことになっている、令和2年度の債務負担分です。

また、その下にある議会中継配信機器等購入費（臨時交付金対象事業）として、51万5,471円ございまして、こちらは、コロナ禍により議会の傍聴するのが困難となりましたので、YouTubeで議会映像を配信するための機器購入代金となっております。その他YouTube配信に関連して、11節役務費の電話料で、光ケーブル回線2万680円と、12節委託料の本会議場等配線業務委託料9万7,900円も臨時交付金対象事業となっております、合計63万4,051円支出しております。

表の歳入に特定財源の記載がございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入6億289万6,000円のうち、62万2,000円を充当しております。

YouTubeによる議会の映像は、今年の6月定例会から配信を開始いたしました。その他は例年どおりの支出となっております。

また、議員報酬予算不足のため、旅費より1,000円流用しております。予算不足となった理由は、令和2年3月が2年に一度の常任委員会の改選が行われ、委員長がかわった委員会がございます。日割で委員長報酬を支払うこととなっておりますので、旧委員長と新委員長がダブっている日が1日あるため、321円不足となり、流用いたしました。

次に、ナンバー2は調査係分で、決算書86から87ページ、事業決算名は監査委員費です。当初予算額162万6,000円、補正予算額は合計でマイナス63万2,000円です。ほとんどが、コロナ禍により会議が中止となったことによる旅費の減額です。予算現額合計は99万4,000円、支出済額は99万3,221円、不用額は779円、執行率は99.9%です。こちらの事業では、監査委員2名分の報酬、旅費の支出と、参考図書の追録代や、渡島町村監査委員協議会負担金を支出しております。例年と比べて新しい支出はございません。

議会事務局の提出資料は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○横田委員長 ありがとうございます。

質疑ありますか。

若山委員。

○若山委員 議会費のほうの内容について、ちょっと確認です。需用費、ここの具体的な内容については、参考図書、議会だよりの印刷などということで上がっていますが、決算書の内容を見ると、10、需用費ということで、10、消耗品費、食糧費、議会だよりの印刷製本費となっております、この参考図書というのは、これは消耗品費の中の監査委員の中にある追録代ということであれですか、特に書籍を別途購入しているわけではないのかどうか、そこのところのちょっと確認と、あと、12番の委託料で、会議録調製委託料というのが220万円ほど決算で上がっております、この会議録調製の委託の費用というか単価というのですか、これについては、何か値上がりする可能性があるとか、どのぐらいの金額でどうなのかとか、この中ではこれだけが大きく増減する可能性があるようなので、委託するのに、時間当たり幾らだとか、ページ当たり幾らだとか、何かそういうのがもし分かれば教えていただきたいのと、それというのは、今後、値上がりとか値下がりとか、もっと安いところを探すとか、そういう可能性についてどうなのかを教えてくださいたいのと、今、最後にちょっと説明があった、議員報酬の不足のために流用とあるのですけれども、これは当初から予算化というか、足りなくならないように予算化するというのは無理で、流用、交代した場合には多少出る、何百円か何千円か、出る、出ないとかというのは、こういう形で流用するというようなこと、当初から想定しておくとかという必要はないのかどうか、そこところの考え方をちょっと教えてください。

○横田委員長 事務局長。

○広部議会事務局 ただいま御質問のありました需用費の参考図書の部分でございますが、それは新しく図書を買ったというわけではございませんで、今まである図書の追録分が毎年、変わった部分の追録が来ますので、その部分の参考図書代となります。

また、12番の委託料の会議録調製委託料でございますが、単価といたしましては、会議1時間分1万9,800円でございます。去年は大体1

1 1 時間分の会議の委託をお願いしております。これは毎年入札を行ってありまして、その年によって、入札のぐあいによって金額は前後する可能性はございますが、最近、ここ数年は、大体この2万円前後の金額で推移しております。

また、先ほど委員長の報酬、1,000円の部分でございますが、当初予算から2年に1回、委員長がかわるときに、1,000円か2,000円アップして予算計上するというのも可能でございます。この次の4年後、ちょっと考えてみたいと、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○横田委員長 よろしいですか。

あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 それでは、1番の議会事務局と、それから監査事務局、この二つ、御苦労さまでした。

続きまして、会計課に入りたいと思います。

会計課長、よろしく願いいたします。

○関口会計課長 おはようございます。

それでは、会計課の令和2年度の決算について、よろしく願いいたします。

会計課の提出資料は、共通様式の調書1枚のみでございます。

お手元の決算書では、ページ61ページから63ページになります。予算科目、2款総務費1項総務管理費4目会計管理費で、事業名も同じく会計管理費となります。この事業予算の目的ですが、会計課は、税等の入金や、収納金の入金や支払いの処理のため、各種徴収、支払伝票等の印刷や、事務用消耗品の購入に充てる経費が主な内容となります。当初予算額23万7,000円、補正予算額は9,000円の減、予算現額は22万8,000円となり、支出済額は22万5,622円、執行率は99.0%となります。

支出の主な内容ですが、具体的な内容については記載のとおりでございます。

事業執行につきましては、ほぼ予算どおりの執行をしております。

簡単でございますが、説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 すみません、しょうもないことであれなのですけれども、去年のこの資料も見たのですけれども、旅費のところの一般職員旅費という表現なのですけれども、これ、一般職旅費と会計のほうには書いていて、一般職員旅費、一般職旅費というのと、どっちが正しいあれなのか、使い方として、何か一般職旅費と、一般職員と入れないような感じがするのですけれども、そののあれはどうでしょうか。

○横田委員長 会計課長。

○関口会計課長 今後、統一してまいりたいと思います。

○横田委員長 よろしいですか、若山委員。統一するという事です。

あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

これをもって、会計課に対する審査は終了させていただきます。

会計課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

次に、総務部の審査を行います。

副町長、総務財政課長、情報防災課長、御苦労さまです。

各課に順次指名いたしますので、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明のない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、総務財政課長、お願いいたします。

総務財政課長。

○青山総務財政課長 それでは、総務財政課から御報告いたします。

総務財政課では、共通資料としまして、最初にお手元に、1番から23番までの事業と、2番目の令和2年度事務事業予算全額未執行の状況として様式1を、追加要求資料としまして、1番から4番までの資料、4点について、4点目は閲覧になりますけれども、御提出しております。

それでは、最初に共通様式の説明から入らせていただきます。

最初に、共通様式1ページからとなります。ナンバー1、決算書のページは54ページから55ページで、事業名は一般管理費（総務行政）となりますが、当初予算額1,337万7,000円から311万4,000円を減額し、予算現額1,026万3,000円に対し、875万1,704円を支出しております。不用額は151万1,296円で、執行率は85.3%となっております。

事業の説明となりますが、目的、節の執行済額、不用額の金額等は記載のとおりですので、説明については省略させていただきますが、特に説明を要する点について御説明いたします。

補正予算額の311万4,000円の減額については、新型コロナウイルスの感染症の影響により、旅費で160万3,000円の減額、町長交際費で120万円の減額が主な内容となり、補正後の予算においても、旅費、交際費についてはそれぞれ49万5,410円、71万1,067円の不用額が生じております。これもコロナの影響により、公務出張の取りやめ、町内諸行事の中止などにより、旅費、交際費の支出がなかったものによります。

次に、共通様式ナンバー2、決算書のページは54から57ページで、事業名は平和事業費となりますが、当初予算132万5,000円から130万6,000円を減額し、予算現額1万9,000円に対し、1万8,500円を支出しております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、広島市への平和大使派遣事業を中止し、また、平和祈念祭も、来賓、参列者を集めないで、自由参拝などの簡素な内容により行っております。

次に、共通様式ナンバー3、決算書のページは

56ページから57ページで、事業名は表彰事業費となりますが、当初予算額112万3,000円から42万6,000円を減額し、予算現額69万7,000円に対し、64万96円を支出しております。執行率は91.8%となっております。

令和2年度の功労者表彰は、表彰状、感謝状、スポーツ栄誉賞、文化栄誉賞など、個人21名及び12団体を表彰し、文化功労賞の受賞者はありませんでした。

次に、共通様式ナンバー4です。決算書のページは56ページから57ページで、事業名は一般管理費（人事行政）となりますが、当初予算額414万5,000円から18万円を減額し、予算現額396万5,000円に対し、395万3,317円を支出しております。執行率は99.7%となっております。

一般管理費（人事行政）は、主に職員厚生に係る経費、人事評価制度の運用支援業務に係る経費が主な支出額となります。

次に、共通様式ナンバー5です。決算書のページは56ページから57ページで、事業名は一般管理費（共通経費）であります。当初予算額2,264万4,000円から7万6,000円を減額し、予算現額2,256万8,000円に対し、2,104万8,635円を支出しております。不用額は151万9,365円で、執行率は93.3%となっております。

一般管理費（共通経費）では、主に庁内共通物品等の管理、郵便料及び電話料など、事務的経費が主な支出額となりますが、令和2年度は郵便料の不用額が150万円程度発生したので、令和3年度はもう少し不用額の発生を抑えたいと思います。

次に、共通様式ナンバー6です。決算書のページは58ページから59ページで、事業名は町長公用車管理費であります。当初予算額66万9,000円から5万5,000円を減額し、予算現額61万4,000円に対し、55万3,038円を支出しております。執行率は90.1%となっております。

この経費については、特段、説明を要するもの

はございません。

次に、共通様式ナンバー7です。決算書のページは60ページから61ページで、事業名は財政管理費とありますが、当初予算額751万6,000円に7,132万8,000円を増額し、予算現額7,884万4,000円に対し、7,882万8,796円を支出しております。不用額は1万5,204円で、執行率はほぼ100%となっております。

財政管理費は、財政運営に係る経費及び基金への積み立てを主に行う事業であります。財政管理費で管理する基金の積立金は、令和2年度の決算額で7,200万円と、前年度と比較して2,825万9,573円減りましたが、取崩額は前年度と比較して1,535万2,000円減り、総額8,080万円の取り崩しとなっております。この結果、出納閉鎖期日である令和3年5月31日現在の基金残高は、前年度と比較して、町全体であります。952万4,028円増加し、14億2,611万8,924円となっております。

次に、共通様式ナンバー8です。決算書のページは62ページから63ページで、事業名は財産管理費となります。当初予算額56万2,000円から5万円を減額し、予算現額51万2,000円に対し、45万7,868円を支出しております。執行率は89.4%となっております。

財産管理費は、普通財産を適切に管理するための経費となります。令和2年度は、事業の財源に充当している温泉使用料が、コロナ禍の影響により、使用者である鶴雅観光開発株式会社が3か月間休業したため、6月から8月の温泉使用料26万7,300円を減免しております。

次に、共通様式ナンバー9、決算書のページは62ページから65ページで、事業名は庁舎管理費となります。当初予算額5,382万6,000円に1,155万1,000円を増額し、予算現額6,537万7,000円に対し、6,310万3,489円を支出しております。不用額は227万3,511円で、執行率は96.5%となっております。

令和2年度の庁舎管理費は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、消耗品費、備品購入費で

1,201万9,000円の追加補正を行い、総額1,201万8,014円の関連消耗品及び備品を購入し、コロナ感染症の対応を行っており、また、不用額が227万3,511円と多額の不用額を発生させてしまいましたが、これは例年よりも庁舎燃料費及び庁舎電気料の支出が少なく、それぞれ87万5,440円、139万2,956円の不用額を生じたことによります。

次に、共通様式ナンバー10、決算書のページは76ページから79ページで、事業名は地域センター管理費となります。当初予算額426万1,000円から44万6,000円を減額し、予算現額381万5,000円に対し、369万7,745円を支出しております。不用額は11万7,255円で、執行率は96.9%となっております。

地域センター管理費は、本町地区、鶴野地区、大中山地区にある3施設の地域センター管理費で、それぞれの施設には、社会福祉協議会、シルバー人材センター、連合北海道七飯地区連合会が仮設として入居しております。

次に、共通様式ナンバー11、決算書のページは84ページから87ページで、事業名は選挙管理委員会費となります。当初予算額85万8,000円から28万3,000円を減額し、予算現額57万5,000円に対し、56万6,436円を支出しております。執行率は98.5%となっております。

令和2年度は選挙の執行がなかった年で、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、定期総会及び各種研修会が中止になるなど、委員会の開催状況としては、年4回行われる選挙人名簿の登録に関する定時登録のみ行われました。

次に、共通様式ナンバー12、決算書のページは90ページから91ページで、事業名は福祉基金費となります。この事業は、福祉基金への積み立てを行う事業となり、令和2年度の運用利息収入8万4,077円を財源に、12万7,000円の積み立てを行っております。令和2年度の基金取り崩しはなく、令和3年5月31日現在の基金残高は9,500万円で、前年度より12万7,000円増加しております。

次に、共通様式ナンバー14、決算書のページは148から148ページで、申し訳ありませんでした。ナンバー13になります。

次に、共通様式ナンバー13、決算書のページは126ページから127ページで、事業名は環境保全事業推進基金費であります。この事業は、環境保全事業推進基金への積み立てを行う事業となり、令和2年度の運用利息収入6万2,088円を財源に、105万4,000円の積み立てを行っております。令和2年度の基金取崩額は150万円で、令和3年5月31日現在の基金残高は6,641万6,000円となり、前年度と比較して44万6,000円減少しております。また、基金の充当目的は、大沼の環境保全事業の推進に充当されることから、特定目的基金となります。

次に、共通様式ナンバー14、決算書のページは148ページから149ページで、事業名は森林環境譲与税基金費となります。この事業は、森林環境譲与税基金への積み立てを行う事業となり、令和2年度の国から交付される森林環境譲与税交付金の原資769万3,160円に、令和2年度の運用利息収入551円を加えた769万3,711円の積み立てを行っております。令和2年度の基金取り崩しはなく、令和3年5月31日現在の基金残高は1,172万1,711円で、前年度より769万3,711円増加しております。

次に、共通様式ナンバー15、決算書のページは200ページから201ページで、事業名は社会教育施設整備基金費となります。この事業は、社会教育施設基金への積み立てを行う事業となり、令和2年度の運用利息収入12万4,686円を財源に、111万4,000円の積み立てを行っております。令和2年度の基金取り崩し、基金繰入金はなく、令和3年5月31日現在の基金残高は1億4,100万円で、前年度より111万4,000円増加しております。

次に、共通様式ナンバー16、決算書のページは226ページから227ページで、事業名は一般会計町債償還費（元金）となります。当初予算額12億4,461万9,000円に5,320

万円を増額し、予算現額12億9,781万9,000円に対し、12億9,781万7,527円を支出しております。不用額は1,473円で、執行率はほぼ100%となります。

令和2年度の元金償還金は、通常償還が前年度と比較して1億1,278万394円増加し、12億4,581万2,027円となったほか、令和元年度、新規に発行した地域総合整備資金貸付金事業で、ふるさと融資を受けた事業がコロナの事情により断念したため、5,200万円を繰り上げ償還したことにより、町債元金償還金は1億6,478万5,890円と、大幅に増加しております。

次に、共通様式ナンバー17、決算書のページは226ページから227ページで、事業名は一般会計町債償還金（利子）となります。当初予算額8,713万円から804万5,000円を減額し、予算現額7,908万5,000円に対し、7,857万5,412円を支出しております。不用額は50万9,588円で、執行率は99.4%となっております。

償還利子については、地方債残高は年々増加しているものの、元利均等償還及び近年、低い利率により借り入れを行っていることから、過去5年では、毎年減少しております。また、不用額が50万円程度発生しておりますが、このうち50万9,135円は一時借入金利子の不用額によるものとなっております。

次に、共通様式ナンバー18、決算書のページは228ページから229ページで、事業名は職員給与費となります。当初予算額12億2,630万9,000円から4,468万1,000円を減額し、予算現額11億8,162万8,000円に対し、11億7,363万4,820円を支出しております。不用額は799万3,180円で、執行率は99.3%となっております。

職員給与費は、一般会計に属する職員、特別職、一般職、再任用職員の人件費を支給する事業で、主に給料、職員手当、共済費が支出の主なものとなります。不用額が多少残りましたが、これは職員手当のうち、時間外手当分、退職手当組合負担金の不用額によるもので、内容的にはほぼ予

算額どおり執行されております。

次に、共通様式ナンバー19番、決算書のページは228ページから231ページで、事業名は会計年度任用職員給与費となりますが、当初予算額2億8,879万3,000円から1,445万円を減額し、予算現額2億7,434万3,000円に対し、2億7,043万8,909円を支出しております。不用額は390万4,091円で、執行率は98.6%となっております。

会計年度任用職員給与費は、これまで臨時職員として雇用されていた職員を会計年度任用職員に改めた任用形態としており、賃金から報酬または給与として支給するものとなっております。また、これまで各事業に配当を行っていた予算を一括この経費に集約して支出しております。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇または離職された方を対象に、会計年度任用職員として採用するため、別枠で10名を雇用する補正予算を追加し、随時採用を行ってまいりました。

次に、共通様式ナンバー20、決算書のページは230ページから231ページで、事業名は職員諸費となりますが、当初予算額27万1,000円から4,000円を減額し、予算現額26万7,000円に対し、26万6,700円を支出しております。執行率は99.9%となっております。

職員諸費は、主に職員の永年勤続表彰及び相互交流に係る派遣または帰任旅費を計上している事業となります。

次に、共通様式ナンバー21、決算書のページは230ページから231ページで、事業名は職員研修費となりますが、当初予算額137万円から114万2,000円を減額し、予算現額22万8,000円に対し、22万5,836円を支出しております。執行率は99.1%となっております。

職員研修費は、職員の能力開発及び向上を図ることを目的に、毎年職員研修計画を定めて、それぞれの区分に応じた研修に職員を参加させていましたが、令和2年度はコロナの影響により、計画していた研修がほぼ中止になったことから、3月

の補正予算で114万2,000円を減額しております。

次に、共通様式ナンバー22、決算書のページは230ページから231ページで、事業名は職員厚生費となりますが、当初予算額392万3,000円から126万1,000円を減額し、予算現額266万2,000円に対し、262万2,604円を支出しております。執行率は98.5%となっております。

職員諸費は、主に職員の健康管理に要する経費を計上しております。

最後に、共通様式ナンバー23番、決算書のページは232ページから233ページで、事業名は予備費となりますが、当初予算額500万円に、不測の予算外経費に対応するため、補正予算で100万円を増額し、最終的に395万8,000円を、説明欄に記載のある事業に対して予備費を充当しております。

予備費の使用については、前年度と比較して220万9,000円増加となっておりますが、いずれも住宅火災による災害見舞金の支給や、健康センター源泉ポンプの故障など、突発的に発生したもので、それ以外の経費の充当は行っていないことから、今後も予備費の使用については、避け難い事故や突発的に発生した経費などに対して充当するなど、慎重に行ってまいります。

以上で、共通様式事業決算の説明は終了いたします。

続いて、要求資料の2番、令和2年度事務事業予算、全額未執行、細節5万円以上の状況となりますが、こちら、総務財政課においては1点、2款1項1目一般管理費で、総務行政、内容は委員報酬、5万8,000円が未執行となっておりますが、その未執行の理由については、倫理審査会及び行政不服審査会が開催されなかったため、未執行となっております。

この様式1については以上となります。

続いて、追加要求資料を説明させていただきます。

お手元に資料の1から3までお配りされているかと思っておりますけれども、大丈夫でしょうか。

それでは、総務財政課の追加要求資料としまし

て、4点ありますが、最初の資料としまして、1点目の、職員及び会計年度任用職員の時間外時間数の状況として、各課の時間外支給の対象となる職員の時間外時間数を、令和元年度、令和2年度でまとめた資料となり、上段は、正職員について、特殊業務を除いた各課において通常行われる業務の時間外時間数を集計したもの、中段は、各課の所属職員を動員し、その年度に限り行われる特殊業務において、正職員が従事した時間外時間数を集計した表となります。下段の会計年度任用職員の時間外時間数の状況は、令和元年度と令和2年度の集計方法には違いがありまして、令和2年度は、臨時職員から会計年度任用職員に改められたことにより、時間外時間数の集計は総務財政課の人事係で人事給与システムにより把握することが可能となっておりますが、令和元年度については、各担当課において、短時間臨時職員の時間外集計を行っていることから、伝票を通して行っているため、人事係の集約はできず、令和元年度の数値については参考数値として御確認していただければと思います。

次に、2点目の追加要求資料として、職員及び会計年度任用職員の職員健康診断の受診率として、各課に所属する職員及び会計年度任用職員で、受診対象者の受診者数、受診率及び未受診の理由などを、令和元年度、令和2年度でまとめた資料となります。

令和元年度は、受診対象者数282人に対して、町が実施する健康診断を受けた職員は257人で、受診率は91.1%、町の健診を受けなかった職員は25名となりますが、そのうち15名は、町の健診とは別に健康診断等を受けている者で、この人数を加えた場合の健康診断受診率は96.5%となります。

同様に、令和2年度は、受診対象者数273人に対して、町が実施する健康診断を受けた職員は248人で、受診率は90.8%、町の健診を受けなかった職員は25名となりますが、そのうち18名は、町の健診とは別に健康診断等を受けている者で、この人数を加えた場合の健康診断受診率は97.4%となります。

次に、追加要求資料3番、今後5年間の町債残

高の推計の見込みとしまして、前年度の決算でも求められたものでありまして、これは令和2年度の決算数値を反映して作成したものととなります。作成手法については、伸び率、変化の要因はある程度前年度を踏襲して作成しております。今後5年間、令和3年度を起点として、推計期間は令和7年度まで、現在の中長期財政計画の期間内で作成しております。

今後5年間で町債発行予定額を総額42億1,100万円に試算しており、これは前年度については34億5,000万円。次に、今後5年間で町債残高及び発行予定額に対して償還する金額については68億3,400万円、前年度については、この期間で68億5,500万円と見込んでおります。

この結果、町債現在高の推移は、令和2年度末、139億4,000万円から、令和7年度末には115億3,000万円となりますが、これは現時点での推計結果であり、令和4年度以降、またこの計画数値から町債の発行予定額が増えた場合、または減少した場合は、町債現在高の推移も当然変化いたします。

下段は、参考までに令和2年度決算額を反映した現時点で推計される実質公債費比率、将来負担比率の見通しを示したものととなります。

それぞれの比率は、町の財政規模を表す標準財政規模が増加したこと、また、実質的な公債費の額及び将来負担をすることとなる町債現在高が年々減少することにより、令和元年度に推計した点線のラインから、令和2年度及び令和3年度以降の比率が低下するものと推計しております。

最後に、追加要求資料4の、借り入れ目的別の返済予定表及び借入金利の分かる資料となりますが、借り入れ目的別、これは事業になりますが、これの償還表と金利の両方の二つが同時に分かる資料としては、個別に総務財政課では起債台帳がこれに該当しておりますが、この起債台帳は総ページ数が5,000ページに及びますので、これにかわる資料として、事業区分別償還予定表、借入先別の償還予定表などを起債管理システムから出力した一覧表を閲覧用として提出しておりますので、こちらのほうを御覧いただきたいと思

ます。

以上で、総務財政課の説明については終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○横田委員長** ありがとうございます。

これより、審議を行います。ありませんか。

中島委員。（発言する者あり）

では、11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

---

午前11時14分 再開

**○横田委員長** それでは、休憩以前に引き続き、再開いたします。

総務財政課の質疑から入ります。

何かありますか。

田村委員。

**○田村委員** 総務財政課の質疑でよろしいのですね。

**○横田委員長** はい。

**○田村委員** それでは、まず、ナンバー18、19、22番、これについて質問をしてみたいと思います。

まず一つ目には、三六協定の締結は当然していると思うのですが、まず三六協定の締結はしているのか。

それから、会計年度任用職員がその中に含まれているのかどうか。

それと、三六協定の締結内容の中で、1日何時間、時間外ですね、何時間か、1か月何時間か、1年何時間か、その中でそれぞれ教えていただきたいと思います。

それから、この表では出していただいたのですが、なかなか総枠の実態というのは分かりますけれども、この中で、正職員、それから会計年度任用職員、それぞれ月何時間が最高の者がいたか、最高何時間か、そしてその時間は何名いたのか。それから、年何時間、最高の者がいたのか、また、何名いたのか、教えていただきたいと思います。

それから、三つ目については、大体正規職員、あるいは会計年度任用職員の関係はそうなのですが、管理職の場合は、なかなか時間外とい

うことにはならない。管理職手当等、あるいは休日出た場合には休日手当、そういうものがありますけれども、実質、職員が行っているような時間外の勤務、こういったようなものがなかなか目につきにくいという意味では、管理職の法定外労働時間、この把握はどういうふうにしているのか。というのは、なかなかここ何年かについては、痛ましい疾病になったり、あるいは残念ながら亡くなられたといったような状況がありますので、この部分について、管理職に対するそういう法定外労働時間の把握を使用者としてどのように押さえて、あるいは、どのような基準で、野放しにはしていないとは思いますが、公務に起因しているのかどうかも私は分かりませんが、そこら辺の状況を教えていただきたいと思います。

それから、それに連動いたしまして、労働安全衛生委員会は何を議題として、年何回開催しているのか、これを教えていただきたいと思います。

以上です。

**○横田委員長** 副町長。

**○宮田副町長** 今、細かい資料といいたまいますか、確認の部分、必要なものですから、暫時休憩をいただいて、まとめて一括してお答えしてみたいと思いますが、時間をちょっといただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○横田委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

---

午前11時21分 再開

**○横田委員長** 休憩以前に引き続き、再開いたします。

総務財政課長。

**○青山総務財政課長** 今、質問4点いただいたのですが、1番から、その中で、内容はちょっと多岐にわたるものですから、これを全て一括して、ちょっと質問をもう1回確認して、後ほど御回答するという事でよろしいでしょうか。すみません、ありがとうございます。

**○横田委員長** 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

---

午前11時23分 再開

○**横田委員長** 休憩以前に引き続き、再開いたします。

あと御質問ありますか。

平松委員。

○**平松委員** ナンバー9、10の需用費、庁舎用消耗品費ということで1,700万円ほどあるのと、米マークのところ、交付金の対象事業というところ、合計金額が1,200万円、この内訳、後のほうで出てきますけれども、一覧表になっているのがあるのですけれども、これは各課の分で、その中で1,200万円というのは、交付金の対象事業の数字がまた出てきておりますけれども、この内容の説明は今できるのですかね。かなり細かくてたくさんあるのかどうか、先にそれをお聞きしたいのです。

なぜ聞くのかといたら、どういう発注方法をとったのかということと、その発注金額並びにその単価等のチェックをしたいと思っていますので、どういう対応ができるのか、先にお答えを願いたいと思います。

○**横田委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

○**横田委員長** 休憩以前に引き続き、再開いたします。

総務財政課長の答弁から入ります。

総務財政課長。

○**青山総務財政課長** 失礼しました。消耗品、備品合わせて1,201万8,010円の購入しておりますけれども、大きく分けて、例えば50万円以上の物品と備品の扱いについては、契約件数が2件です。さらにそれ以外の細かい数字でいきますと、例えばコロナ対応消耗品費として、個々の金額があるものですから、294万1,804円が個々で、各種に分かれていますから、その内容については、何点あるかというのは、ここではちょっと確認していないものですから、お答えできないものですが、備品購入費については合計で907万6,210円で、件数にしては、これについても全部で11件の契約というか、これの内容について行われております。まだちょっ

と消耗品のほうについては、全体的に何点あるかというのは、総額でちょっと押さえていないものですから、ちょっと正確なお答えにはならないかもしれませんが、コロナの消耗品関係については294万1,804円で購入がされております。

以上です。

○**横田委員長** 平松委員。

○**平松委員** ほとんど分からないな。備品購入が50万円以上のものが2件あったというのは、まずこれはいいのですかね。例えばそれは随意契約みたいな形で行われたのか、ちょっとまずその内訳、1回聞かせてください。

それと、庁舎用の消耗品が294万1千幾らあったというのは、これはちょっと件数が分からないというぐらい細かい金額でたくさん出たということなのですね。ちょっと説明ができないということでしょうか。

今のは交付金事業ですけれども、需用費の中にも消耗品費というのがあるのですよね。これは1,738万円とあるのですけれども、これもやっぱり説明できないぐらい相当数あるということなのですか。もう1回ちょっとお願いします。

○**横田委員長** 総務財政課長。

○**青山総務財政課長** お時間いただければ確認することはできるのですけれども、まず備品については、2件の購入契約で、これは50万円以上ということなのですから、1点は随意契約、2点については指名競争入札で行われているものがございます。これが2件の内訳です。

消耗品関係については、少々お待ちください。消耗品関係については24件の購入になります。24件に対して294万1,804円の支出になっております。

あと、消耗品関係については、庁舎用消耗品ですので、これは1年間通して、いろいろな年間の庁舎に係る消耗品ですので、相当数、四、五十件、50件ぐらいはあるかと思っておりますけれども、ちょっと概算になります。正確なことはお答えできないものですが、そのくらいはあるかと思っております。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 そうすると、10の需用費というのは、これはいつもどおりの消耗品、これが24件ということで、交付金に関わる消耗品の294万円というので、これは何件あったのですか。これが11件なのですか。900万円あるほうが11件と聞いたような気がしたのですけれども、ふだんのものはずいいです。コロナに対する交付金の品物はいつもと違うものを買っているということなので、随意が1件と競争入札が1件あったと。とりあえず今、まずその金額をお聞きしたいのと、残りのもの、すみません、何か簡単な一覧で出していただくということはできますかね。ふだんないものを買ったということなのでしょう。だから、その単価と、どんなものを買ったのかというチェックはやっぱりしたいものですから、それ、後で出していただければありがたいのですけれども。

○横田委員長 事務局長。

○広部議会事務局長 すみません、皆様にお配りしています資料の政策推進課のところの一番後ろから6ページ目の資料を見ていただきたいと思えます。政策の一番最後から6枚目。政策のほうで出している資料の中で、交付金事業に関わるものの一覧表を出していただいています、そこの総務財政課のページがあるのですけれども、そこに1,200万円ちょっとの、購入しているものの内訳が記入されているのですけれども、御覧いただけますでしょうか。7ページあるうちの5ページ目の一番下の段が総務財政課の記入をしまして、そこに細かい実施概要を記載しておりますので、それでよろしいでしょうか。

○横田委員長 平松委員、よろしいですか。  
平松委員。

○平松委員 今の政策推進の7枚あるうちの5ページ、これの一番下のところですね。庁舎等の窓口パーティション及び消毒液とか、ここで書いています。それがパーティション等で214万9,000円というのがあって、この契約というのは随意契約だったのですか、入札をした契約なのですか。まずそこから。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 すみません、今、手元のほうには、政策推進課のほうで提出した資料、こちらのほうにちょっと手元にないものですから、備品購入費でスクリーンパネルということになりますけれども、こちらについては1社随契ということになります。ほかのものについては、何か抱き合わせされていると思いますけれども、そちらの内容はちょっと確認しておりませんので、これは等となっておりますので、このうちの144万4,300円については、置き型透明スクリーンパネルで、随意契約による購入、残りの額については複数合わさったものになりますので、ちょっとその内訳については、ちょっと精査しなければ、ちょっとお答えすることはできません。確認しなければちょっとよく分からないという形になります。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 結局、コロナが出て、大変だということで、慌ててやった品物なのでしょうけれども、この200万円というのは随意契約だということでも間違いはないのですね。随意契約にしてもいいという規則はあるのですけれども、基本はまず競争入札になる金額ですよ。だから最初に、例えば見積りをとって、随意契約にするのか、競争入札にするのかという判断が最初にあったのか、最初から随意契約でやるというふうに流れたのか、まずその確認をしたいのですけれども、それで、このパーティション等というのがあるのですけれども、妥当な金額で随意契約できたのかどうかという、そこら辺が非常にちょっと不透明になっていると思うのです、これだけの資料であれば。それから、そのパーティションの中に、この議場の分は入っていないのですか。窓口だけの分なのですかね。ちょっと二つ、お願いします。

○横田委員長 平松委員、議場のやつは議会ですから別だと思います。

○平松委員 別ですね。入っていないということですね。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 随意契約の考え方になりま

すけれども、もしくは指名競争入札にするか、考え方なのですけれども、まずどのくらいの金額内容によって、それが金額であれば指名競争入札、それ以下であれば随意契約ということは判断されますけれども、その際に、それは購入する目的物が、例えばそこでしか扱っていないとか、もしくは他社に比べて非常に安い値段で例えば入るとか、いろいろ随意契約にできる根拠がいろいろありますけれども、その際に、指名競争入札で行うことについて、例えば適当でないというふうな判断がされたとき、そういう目的物は代替性、ここしかやっていないとか、こういうところでは取り扱っていないというものについては随意契約、その金額が、例えば物品の場合であれば80万円を超えた場合であっても、随意契約によらざるを得ないというようなことも考えられるため、それについては随意契約で購入している場合もございます。

それについて、妥当な金額かどうかだったのかということで、このパーティションにつきましては、当時、令和2年4月頃に、北海道において、その当時、第1回目の緊急事態措置が宣言されたときに、なかなか空気感染とか飛沫感染を防止する上で、そういうようなスクリーン型のパーティションとか、そういうものが、当時、いろいろ探した、インターネットとかそういうものを使って探したみたいなのですけれども、どうもなかなか市場にはなく、品薄状態だったということでありました。ただ、ネットで検索したときには、その当時、町が大体このくらいのものであろうかなというものについての金額よりは、今回、購入したものについては、単価については若干安かったというような形で、その検索したサイトとか、ほかのものでもいろいろ探していた経緯はあるのですけれども、当時、残っている資料の中では、それよりも幾分かは安かったというような金額が表示されています。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 これは納入だけで終わったのですか、据え付けまで含めての工事というのですか、ものだったのか。それと、例えば別々であれば、

納品した業者と据え付けした業者、これを教えていただきたいのですけれども。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 これはスクリーンのパーティションですので、備品として購入している。だから完成品として納入していただいたということでございますので、これについての納入業者については、七飯ガスナカガワさんでございます。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 そもそも基礎的な資料というのはインターネットでまず検索をして、大体200万円を超えるという金額が妥当だという中で、見積りをとったのですか。見積りをとったときには、何社にとって、最終的な業者に決まったのですか。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 契約するというか、その時点の話なのか、もしくは、当時、総務財政課で探していたときのお話であるのかちょっとあれですけれども、インターネットにはその金額が出ておりますので、インターネットですけれども、その求めている製品が、俗にこのようなものが、内容が大体似通ったものが出ておりますので、その当時、そのときの金額を参考にして、内容については、購入時についてはそのぐらい、見積りですか、それを参考にして、それよりもある程度安かったということで判断しております。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 業者さんのお名前を聞くと、ふだんからこういうものを扱っている業者とは思われませんけれども、なぜインターネットなどで、大体役場で調べた金額よりも安かったという結果になったのも非常に不思議なのですよ。例えばサッシ屋さんとか、そういうところでふだんからやっているのであれば、すぐ値段は出るのでしょうか、恐らくふだん、何も扱っていないところが妥当な金額を出して随意契約になったという、非常に不思議なのですけれども、今、私、この前に聞いたのは、何社の見積りをとって、それでここが妥当だという判断をしたのですか。

○横田委員長 副町長。

○宮田副町長 もう1年以上前の話になりますというような形です。議員さんにも思い出していただきたいのですが、その当時のことなのですけれども、3月くらいですか、本会議についても延ばしたというような形で、なかなかできないような状況になった時期でございました。コロナの最初の頃の話ですけれども。そのときは全国の学校についても休校というような形の中の宣言でした。

その中の推移の中で、七飯町についても感染者がいるということもございまして、何か対策をとらざるを得ないというような形です。今の部分の町のほうのところにつきましては、最初の頃の話ですが、早急に何か対策をしなければ駄目だということで、ありあわせのビニールだとか、のぼりを立てるポールを利用して、職員が自らカウンターだとか、そういうふうにして行いました。

その当時は、この感染症についても、全国の話の中によっては、夏場になったら、暑くなったらおさまるだろうとか、そういう話になってございました。そのような経過の中で、ビニールだとか、それで自前で対策を講じたのですが、それ以降、世界的についても、日本についても、全然一向に感染者数といえましょうか、それについては減らないというような状況を踏まえまして、これではいかんということで、きちっとした対策をとりましょうという考え方のもとで、パーティションがないかどうかということにつきまして探したというようなことです。考え方としては、町内業者を基本としてというような形の中で、いろいろ扱えるようなところを確認しましたところ、全然まだ取り扱ってもいないし、全国的なところに入れても、まだ生産が追いついていないというような時期になってございます。要は納品の部分については相当時間がかかるよというような話の中でございました。

そのような形の中で、どこか七飯町内において取り扱えるところはないかというような形で打診したところ、感染症対策でいち早くやっていたナカガワガスさんのほうで、そういうのでできるのでないかという話を聞きまして、その間、会社のほうに確認したところ、できるよというような話をお伺いして、見積りをいただいたと。実

際、まだその当時は、扱っている業者については、品薄状態で、全然見積書的なものについてもなかなか比較できないような状況だということでもございます。まずそのあたりについて1点。

その中で、では値段がどうなのかといったときに、総務財政課長がお答えしましたけれども、インターネットだとかそういう部分について、全国の部分について、出始めの頃、品薄状態と言われた、その値段をやったところ、いただいた見積りのほうが安かったというようなことが結果でございます。その部分については、当然、税の問題、消費税の問題だとか、数が数ですから、郵送料、送料の問題もあります。そういう部分も比較してでも、明らかに安いというような形で、納期についても早く設置をしたいというような部分で、その1社の部分で取り扱うというふうをお願いしたというような経過でございます。その状況でございます。

今の段階については、幾らでも取り扱いますところがありましたが、その当時については全然ないというような状況の中で進めさせていただいたというようなことで御理解をお願いしたいなど。これについては、取り扱い業者がないというような形のもの、当時ですよ、ないというような形の1社の随契については、それについては適合するというような判断をさせていただいたということでもございます。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 できる業者に見積りを出してもらったということですね、今の説明は。普通、見積りをとるときというのは、例えば普通であれば、サッシ屋さんだとか、扱っているところから見積りを、何社か、大工さんだとか、とって、それで比較するという話が最初に来るべきだと思うのですが、どうも伺っていると、できるところから見積りをとったという話しか説明されていないのですけれども、結局、見積りは1社しかとっていないということではないのですか。

○横田委員長 副町長。

○宮田副町長 先ほども申し上げました、その当時、確認してやっていること、うちはまだ取り

扱っていませんよと、取り扱いについても相当時間がかかりますよというような形のもので確認してきていたということです。その状況の中で、できるところを探したところ、ナカガワガスというようなことをございます。できるところから見積りをいただいた、だから1社しか見積りはいただいていないというようなことになります。見積りを出してでも、納期としては間に合わないとか、そういう話の部分の返事をいただいているということで御理解いただきたいなど。ですから、見積りは出せないよということで、というような取り扱いがその当時であったということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 そうすると、この200万円で契約をした金額が妥当だという資料というのはお持ちなのですね。これは出してもらっても大丈夫ですね。比較して、これが安いという判断をしたのでしょうから、持っているのですね。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 当時、ものを、物品とか買う場合に、町のほうで起工決定書を作成しておりますので、その内容の書類と、あとは、当時、インターネットから探し出した、その資料がございますので、これは比較のために出すことは可能だと思いますので、これでよろしければ閲覧用にお出しすることは可能と思っております。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 それと、くどいようですけども、競争入札にしない、随意契約にする、その判断は、見積りを頼んだら1社しか出せないということだったので、入札は無理だろうという判断をしたということなのですね。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 まず、この契約が、広く周りが取り扱っているかどうかから始まりますので、その当時については、これを取り扱っている中で、町が知り得ている中では七飯ガス1社だったということになりますので、随意契約の判断をさせて、購入したということになります。

以上です。

○横田委員長 よろしいですか。

あとございませんか。

中島委員。

○中島委員 関連になるのですけれども、私も今の問題、ちょっと疑問に思いまして、一応開示請求させていただきました。

今、同僚議員がいろいろ質問されておりましたけれども、その件についても、私もやはり総務課長のほうにはデスクの前でいろいろと質問して聞いたのですけれども、やはり七飯ガスナカガワガスに決定した経緯についても、ちょっと内容を個々、説明していただきたいこともありますけれども、それと、やはり入札をしないで、見積り合わせで決定したと。随意契約に見積り合わせで決定したと。見積り合わせということは、ほかにやはり何社かないと、合わせにならないわけですね。私のほうも、ほかの業者、何社の業者に依頼をして、その業者名はどこなのだと、その見積書を出してくれというようなことを話をしたのですけれども、今、答弁のように、見積書はないということなのですね。では何のための見積り合わせなのかということになってくるわけですよ。どうしてそういう形で決めてしまったのかと。この開示請求の書類には、完全に見積り合わせの結果ということで出ているわけですよ。見積り合わせしたということは、ほかの業者の見積りもあるから合わせができたわけであって、そしてここが一番安かったということになったはずなのですよ。それがなくて決定するということは、何かやはりあるのかなと、勘繰ってしまうところも出てくるわけですね。やはりそういうところをきちっとしてもらわないと、今までもこういうこと、何回かあったのですよ。今、いろいろな委員会なり、また、いろいろな角度から、やはり、言っていないかどうかわかりませんが、

やはり慎重をもってやはり発注するなりしてほしいというようなことは何回も言っているのですけれども、こういうやはり疑問を持たれるような方法でやっているというのは、これはやっぱりずっと残るのですよ、やっぱり。

それと、余り詳しいことも、さっき聞いたから余り聞きませんけれども、このパネルについては、何か役場の話では、全国的にこのパネルは品薄なのだと。どこを探してもないのだというような話をしています。だからほかの、七飯ガスナカガワさん以外には集められないのだと、品薄だから。何で全国的な品薄な品物が、七飯ガスナカガワさんが調達できたのか、そこもちょっと私は理解に苦しむ。

それと、この品薄とされているものが、いつ発注して、どのぐらいの期間で納入されたのか。品薄のために1か月も2か月も3か月もかかったのか、それとも発注してすぐ来たのか、その辺はどのようなのですか。その辺もちょっと聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○横田委員長 暫時休憩します。

午前 11時53分 休憩

---

午前 11時58分 再開

○横田委員長 暫時休憩を解いて、中島委員に対する答弁から入ります。

副町長。

○宮田副町長 先ほど中島委員さんのほうで、見積り合わせの結果というような言葉があったかと思いますが、見積り合わせの結果というのは、どこにも多分そういう言葉はないと思います。起工決定の中でも、1社随契の部分の根拠をもって見積書をいただいて、結果をしているということで、見積り合わせをしたという部分の記述はございませんので、この言葉としてはないのですけれども、もしあれば、後で確認させていただければなど思っています。

それと、納品業者の関係についてですが、町の姿勢といたしましては、町内の、消耗品でも備品でもそうですが、町内の物品登録されている業者から選んで、その中で競争原理に基づいて見積り合わせなり入札を行っている。その当時ですから、今現在ではない、その当時の状況としては、町内の物品登録の取り扱っている業者の中で、つくれると言ったらおかしいのだけれども、納入できるのはそこしかなかったということで、御理解をいただきたいなと思っています。物品登録業者に登録しているということについてになりますので、その辺については御理解をお願いしたいなと思っています。

以上です。

○横田委員長 すみません、1時まで、暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

先ほど中島委員から、

それを取り消したいということなので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 ありがとうございます。

次に、副町長より発言の訂正があるそうです。

副町長。

**○宮田副町長** 私のほうも発言の訂正をお願いしたいなと思ってございます。

先ほど中島委員の質問の中に見積り合わせという言葉の表現がございましたが、私の答え方がまづかったかなと思ってございまして、訂正をお願いするものでございます。

見積り合わせの考え方なのですが、考え方というとおかしいのですが、その表記の仕方なのですが、町のほうで、入札でも見積りでもいいのですが、その価格の比較する場合に、予定価格調書というのを作成してございます。その予定価格調書と業者の方が提出されたものと比較するわけですが、安いか高いかというような比較ですが、その際に、言葉として、見積り合わせという言葉を使ったり、入札という言葉を使ったりするという事です。よって、ちょっと分かりづらいかもわかりませんが、1社以上でも、予定価格調書と比較するというような意味合いで、1社であろうが2社であろうが3社であろうが、見積り合わせという言葉を使うというような形で表現がなされているということで、先ほどの言葉についてはちょっと訂正をさせていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

**○横田委員長** ただいまの副町長の訂正もよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○横田委員長** ありがとうございます。(発言する者あり)

答弁漏れ、中島委員に対する答弁漏れですか。

すみません、もう一度お願いします。

**○中島委員** 発注から納品までの期間、どれぐらいかかったのか、時間的に、期日的にどのぐらいかかったのか、これ、確かめて、質問したはずなのですがすけれども。

**○横田委員長** 総務財政課長。

**○青山総務財政課長** パーティションについては、契約が令和2年7月6日、検収については令和2年7月27日ですので、発注してから検収が行われるまでは3週間程度になります。そういう

ような状況になっております。

以上です。

**○横田委員長** 中島委員。

**○中島委員** 先ほど副町長のほうから御答弁ありましたが、訂正がありましたけれども、これ、私はやはり、副町長と私のやはり見解の違いかなというような感じがするのですよ。私にはやっぱりどうしてもやはり、今、副町長が答えられたこと、私はちょっと納得ができない。やっぱり見積り合わせというのは、やっぱり相手があって初めて見積り合わせができることであって、1社では、どうやって見積り合わせをするのか。行政と業者と向かい合ってやるのか。あくまでも行政というのは仲立ちで中立ですから、業者間の見積りをして、そこに行政が入って、中をとるというのは話はわかりますけれども、1社しかない、出ていない見積りを、見積り合わせをした結果、それに決定したのだという開示請求の内容ですけども、私はそれはどうしても、やはり副町長の見解の違いがやはりそこに出てくるのかなというようなことで、これは言ってもまた水掛け論になってしまうのかなというような気がしないわけではありませんけれども、私は、そこはやはり、副町長の答弁いただきましたけれども、私個人としては納得しかねるということをお願いして、終わりたいと思います。

**○横田委員長** 副町長。

**○宮田副町長** 今の部分の見積り合わせの考え方の違いということでございますが、見積り合わせというのは、形式的な言葉というような形で押さえていただきたいと思いますなと思ってございます。町で持っている予定価格調書と、1社であろうが2社であろうが、見積りをいただいて、それで比較して、安ければ、そこをお願いするというような形の中で、価格の比較をしているというようなことでございます。その言葉として、形式的に見積り合わせという言葉を使っているというような表現でございます。見積り合わせというような言葉ではなくて、行政側とすれば、そういう一つの言葉として形式的に使っているということで御理解いただきたいと思いますなと思ってございます。

以上です。

○横田委員長 中島委員。

○中島委員 ちょっと別な質問でもいいですか。

○横田委員長 はい。

○中島委員 これ、今できるのですか。ちょっと聞きたいのですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業実績とあるのですけれども、これ、7ページの1というのかな、そこに総務財政課の中で、公共的空調安全・安心確保事業ということで、たくさんの備品を購入しているのですね、1,200万円程度。これは、例えばパーティションから、窓口パーティションから、マスクから、アルコールから、テントから、エアコン消耗品から、テーブルとか、いろいろたくさん、1,200万円あたりの備品を購入していますけれども、これの納入業者というの、それがもし分かれば、後でいいのですけれども、資料としていただきたいと思うのですけれども、その辺、ちょっと委員長、諮っていただけますか。

○横田委員長 ただいま中島委員より、政策推進課の資料の7-5ページの一番最後にあります公共施設等の備品等購入状況の1,210万8,000円、この内訳を教えてくださいということですね。これ、資料をいただくということについて、いかがですか。賛成ですか。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○田村委員 いいですか、一言。申し訳ないです。

まず、私たちの特別委員会の主眼というのは、事務処理で法令等に違反するものはないのかとか、あるいは契約の方法及び手続は適正なのか、契約見積り等、関係書類及び帳簿は确实、的確に整備されているのか、あるいは履行の確認は適切に行われているのかという、ここら辺が私たちの主眼なのですよ。ということは、どういうことかということ、今、同僚委員が言われたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業実績の、この部分の中で、去年あたりは財産の買い入れだとか、その他の契約の一覧表をつくってもらっていたのですよね。今回はついていないということは、任意に、これ、途中でお願いしているからなのです。

したがって、この項目について、1行1行議論

するというよりも、とりあえず私は、ここでこの事業実績の買い入れと、それから、その他の契約、これについて一覧をつくっていただいて、ぱっと見ていただいて、疑問になるものは質問すればいいだろうし、そういうことをしないと、なかなか何を言っているのかというのが、私たち聞いているほうもなかなか理解しづらいということで、私は、この財産の買い入れ契約、80万円以上、それから、その他の契約、80万円以上、これは新型コロナウイルス感染症対策のこの実績、これに関連したものを一覧表にさせていただいて、資料として追加で出していただきたいというふうに思います。

それから、契約規則の中にも、随意契約の中には、随意契約に付するときは2人以上の者から見積りを徴さなければならないだとか、いろいろな項目があるのですよね。したがって、この一覧表を見ればチェックができるということなものですから、やはり私は、こういうものをしっかりとつくっていただいて、チェックしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○横田委員長 田村委員から、中島委員に関連して、公共施設等の備品等の購入状況だけでなく、昨年度と同じように、追加で、その他の契約の80万円以上、それから、財産の買い入れの80万円以上、この資料も一緒に追加請求したいということなのですけれども、皆さんいかがですか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○横田委員長 では、賛成の方が多いので、追加でお願いしたいと思いますけれども、ただ、日にち的に間に合うものも間に合わないもの、今までの前にお願ひしたやつもあるので、そこところはちょっと御理解していただきたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○横田委員長 では事務局、よろしくお願ひします。

あと総務財政に関することで。

上野委員。

○上野委員 ナンバーの16と17について

ちょっとお伺いします。

ナンバー16では、公債費12億9,781万9,000円、それから、ナンバー17におきましては、7,908万5,000円という公債費の償還、支払いが起こっております。

それで、令和2年度の監査委員の資料によりますと、令和2年度の決算収支の推移では、令和2年度の実質単年度収支は7,230万1,383円の赤字という、決算の委員のほうからの、町の財政状況の数字が出ております。この町のこれまでの決算状況を見ますと、28年度から、こうした基金と申しますか、町債の支払いが起こっている中で、町の実質単年度収支が、平成28年度では1億1,991万2,253円から、だんだん下がってはきておりますけれども、令和2年度でも、先ほど言いましたように、7,230万円の実質単年度収支の赤字という状況が報告されております。それでいきますと、令和2年度の町債の償還に関しては、基本的に基金を取り崩しての支払いであったのかというふうに思われるのですが、まずその点について確認したいと思えます。

**○横田委員長** 総務財政課長。

**○青山総務財政課長** お答えいたします。

委員が今見られているのは、決算参考資料の10ページで、これまで実質単年度収支が5か年連続で赤字となって、令和2年度については7,230万1,000円の実質単年度収支が赤字になっているということでの御質問だと思いますけれども、これと、16ページ、17ページで、地方債の元金の償還金、利子の償還金、これと合わせて、財政調整基金の取り崩しが行われたのかというような御質問であるのかなと思うのですけれども、これでよろしいでしょうか。

この実質単年度収支は、10ページを見ていただければお分かりのように、単年度収支から財政調整基金の積立金を取り崩した場合で表される実質単年度収支でございまして、地方債の償還金については、これとは別に、実質公債費比率、もしくは将来負担比率のほうに影響してきます。財政調整基金については、これは歳入と歳出の、歳入が足りない分について、財政調整基金から積立金を取り崩して、これの歳入に充てて、これの1年

間の歳入の決算をまとめたものとなりますので、一概にそういう影響があるのかないのかと言われると、これについては、あくまでも財政調整基金については財源の調整分ということになりますので、少なからず影響はあるのかということになりますけれども、直接的な影響としては考えておりません。

以上です。

**○横田委員長** 上野委員。

**○上野委員** この町債の支払いが今行われてきているわけですが、令和2年度の段階で、提出された資料でも、町債残高が139億4,200万円というような状況が生まれております。町の減債基金は、令和2年度で1億6,000万円、それから、一般会計の財政調整基金が6億8,500万円という金額になっておりますけれども、このように単年度実質収支が赤字という状況の中で、こうした町債の支払いが続くということになると思うのですが、そういう状況の中で、この基金残高が非常に少なくなっている状況の中で、139億円ものこれからの町債の支払いが起こっていくと。そういう中で、将来負担比率も、令和2年度よりもアップしていくような、そういう状況があるわけですが、それについて、基金残高、それから町の今後の財政運営の見通しについて、こういう基金残高が少ない中で、どういうふうな見通しを持っておられるのか、ちょっと伺いたいなと思えます。

**○横田委員長** 総務財政課長。

**○青山総務財政課長** お答えいたします。

総務財政課に対して追加要求資料で3番、今後5年間の町債残高の推移の見込みというものを、本日、お出しさせていただきました。それを見ていただければとまず思うのですけれども、こちら、令和2年度は決算が出ましたので、その1年前に推計した令和1年度のものが点線で、今、令和2年度で、また再度、これの見込みを立てたものが太線の点線で表示されております。

公債費というか、町債の償還金については、もう既に借り入れたものについては、今後、その償還計画というか、約定償還に基づいて償還が行われていきますので、これについては、金額につい

ては全て把握しております。次に、今後借り入れする予定のものについては、見込みとしてこの推計を立てております。これが令和元年度で推計したのものよりは、町債残高については幾分か減少していくものと思われま

す。また、これは今の計画時点でありま

すので、これが、歳入がまた変わるとか、また新たな起債を起こすというふうになりますと、この推計値はちょっと変化するということだけ御留意願えればと思います。これに伴って、資料では、財政指標というものを

お出ししております。同じく令和元年度で、同じ時期に見積もったものと、令和2年度で、今の決算を置きかえて作ったものについて、細い点線から太い点線へと移動しております。これについては、今回、令和2年度で、町の財政規模を表す標準財政規模というものがあります。これは一般的な地方公共団体が経常的に歳入し得る額で、この標準財政規模が決められることになりま

すけれども、これについての説明も、この資料に記載されております。この標準財政規模については、10ページに記載されてお

りまして、財政指標等の数字で、平成28年の68億5,300万円から、今現在、令和2年度では72億3,100万円

で、おおよそ3億5,000万円ほど増加しております。この結果をもとに、実質公債費比率、将来負担比率を推計した結果では、実質公債費比率については、今後、起債の償還もありますが、去年で推計した数字よりは、令和7年度末については2ポイント減、将来負担比率については、前年度比較した87.9%から、令和7年度については65.2%ですから、これは25.7ポイント

の減になる推計を見込みを立てております。切、新たな起債を起こさない場合の数字というふう

に考えてよろしいのか、その辺についてちょっと伺います。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 先ほどの資料でもう一度確認していただきたい部分なのですけれども、この歳入上段に町債という欄を設けております。これは27年度から令和2年度までは決算額、令和3年度については、今既に9月まで計上しております現計予算額、これ以降については、ある程度、今後、事業が、大きい事業が今のところ予定されてお

りませんので、このくらいの、7億円ぐらいの数字。この7億円についても、当初予算については、既に6億円前後で出発していますので、この

くらいの金額で推計を立てて、令和7年度については、多少、ここら辺で事業が出てくるものと思

って、9億2,700万円として推計しております。ですので、歳入についても、これは見込んでお

りまして、これについての元利償還金も、既に公債費として、その次の3段目ぐらいに推計として出て

おります。以上です。

○横田委員長 よろしいですか。

○上野委員 はい。

○横田委員長 あとありますか。

若山委員。

○若山委員 それでは、何点か、ナンバーに従

ってちょっと確認させていただきたいと思います。まず、ナンバー7のところ

で、財政管理費ですけれども、ここで特定財源の予算額と決算額で運用

か、まちづくりが200万円だったりする、その考え方というか、毎年このぐらい積み立てたいというのか、それとも余裕金のうちの一部を入れるという、そういう結果でのものなのか、そのところをちょっと考え方を教えてください。

次、ナンバー8のところで、財産管理費のところで、特定財源のところに建物貸付収入というところで金額が上がっているのですけれども、これ、去年の同じ決算特別審査委員会でやっていくと、大沼公園クリニックへの賃貸費なのかなという感じなのですけれども、その賃貸契約というのは、今まだ続いて、しかもきちっと払ってもらっているという、そういうことでいいのかどうか、その確認を一つお願いします。

それと、次、ナンバー17に飛びますけれども、ここで繰上償還分ということで幾らか載っているのですけれども、追加資料として出してもらったもので、起債の借入先別、利率別現在高調べというのがあって、これで見ると、一番高い金利のものが3.65%のものが1件、177万円ですけれども、残っていると。それに、2.1%とか2.2%とか、ほとんどが1%以内におさまっているのですけれども、その高い金利について、早目に返すような計画とか、そういうものがないのかどうか。金額はそれほど大きくないようなので、これを早目に返す、借り換えできないものもあるかもしれないのですけれども、その辺の考え方をちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、様式1のほうの未執行の額の倫理審査会及び行政不服審査会が開催されなかったので、5万円以上で執行額ゼロでありますよということなのですけれども、これについて、倫理審査会の委員と行政不服審査会の委員というのは、特定の事象が発生しないと任命しないものなのか、最初から任命していて、特定の事件が、事案が発生したときに出席いただくということなのか、そのところの考え方をちょっと教えていただきたいというのと、この倫理審査会、あるいは行政不服審査会にかけなければいけない案件の、その下の部分として、そういうような事案というのは全くなかったのだと思う、だからかけなかったと思う

のですけれども、それに至らないけれども、行政不服だとか、倫理だとか、それに関する小さなものについての事件だとか、そういうものはなかったのかどうか、そのところをちょっと教えていただければなと思います。実際、予算も1日分しかとっていないし、委員が任命されているのかどうか、条例には3人以内とか5人以内とかと、その金額が計上されていると思うのですけれども、そのところの考え方をちょっと教えていただきたいのと、それと、追加資料で上がってきたやつの中の、今、説明があった町債の残高推移の見込みのこの資料なのですけれども、これはあくまでも見込みなので、どういうふうに出されても我々としては反論しようがない、こう考えてこういうふうに作りましたということなのですけれども、ちょっと見た場合に、ピークがぐっと落ちたのに、5年後の残高は変わらないというのは、これは何でなのかなと。ピークが落ちた分、5年後の残高も下がるべきではないのかなというふうに思うのですけれども、そのところで、この資料の整合性の判断として、ピークががばっと落ちていきますよね。前年に出した資料は、もっと上のところを走っているのだけれども、今年の資料は下ですよと。だけれども、5年後の数字は同じところに落ちつくというのは、今日見たばかりなので、検証のしようがないのですけれども、それで本当に大丈夫なのかなというところをちょっと確認したいなと思います。

それと、もう1点は、ほかの委員の質問で、追加資料で出された健康診断の受診率なのですけれども、これ、未受診の人が相当いるのですけれども、ちょっとこれについては信じられないのですけれども、受診していないというのは、管理者の管理責任を問われるようなことになるのではないかなと思うのですけれども、この辺の事情についてはどうなのでしょう。たまたま総務財政課を見ると2人、未受診なのですか。これについて、何か特別な事情とか、あるいは年度明けてすぐ何とかしたとか、これは労働、1年に1回、必ず健康診断を受けさせるというのは、管理者としての責務かなというふうに思いまして、ワクチンと同じように、打たない人がいるとかというのものもある

かもしれないのですけれども、そここのところの考え方を、資料が出てきたので、ちょっと確認させていただきます。

以上です。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 順にお答えいたしますけれども、ちょっと答弁漏れがあるかもしれませんので、その際は御指摘していただければと思いますけれども、まず最初、事業ナンバーが7番、積立金の考え方で、この予算額、運用利子から予算現額と決算額の開きがあるということで、これはもっと精査できないのかということになりますけれども、この財政調整基金運用利子、もしくは減債基金の運用利子、この開きについては、1年間というか、財政といいますか、役場の会計の仕組みの中で、お金が資金ショートすると言ったら変ですけれども、この時期が大体1月、2月ぐらいから発生し、これが3月、4月、5月ぐらいまで、資金ショートが発生することがあります。ショートというか、これは何らかから借り入れするのですけれども、これについては、4月、5月あたりに、外部資金である国庫支出金もしくは町債の借り入れが5月に行われることから、この期間について、大きいお金が入ってこないために、一時借り入れというか、繰り替え運用をするということになります。この繰り替え運用については、今ある町の預金というか、財政調整基金や、もしくは減債基金から一時用立てして繰り替え運用をするということになりまして、これは決算書の裏のほうに運用金という言葉で、もしくは繰替金という形で書いていますけれども、その額が、この3月あたりに行われまして、これに伴って運用利子、一般会計からすると、基金から繰り入れ、借り換えをして、繰り替え運用によって一時用立てしていることになりまして、この期間について、当然、発生した利子を、一般会計側から基金のほうに、最終的には出納閉鎖期間解消になったと同時に支払いますので、これは年度途中で繰り上げ償還してくる場合もありますので、この予算額については、当初、低いのですけれども、これに合わせた実態での予算計上のされ方はしていないということになりますの

で、その部分について御理解願いたいと思います。これ以上の額については、確実に運用のもとで計上できるというような形で見込んでいるという数字になります。

あと、積立金の考え方ですけれども、今年度、充当する基金とか、もしくは、充当というのは取り崩す基金などについては、ある程度、これを使った場合には減るということもありますので、その分については運用基金の利息にプラスして、原資を積み立てすることになりますけれども、今現状で、町の財政的に言うと、財政調整基金を積んだ以外には、3月、また、4月から5月の間に、いろいろな基金から繰り入れというか取り崩しが行われるわけですから、余りこのまとまった基金額での、基金に対して積み立てを行えるような今現状ではありませんので、この運用利息から得られた収入にプラス、ある程度の金額、端数の金額になりますけれども、これを加えた金額を、今現在は財政調整基金の各種の基金に積み立てを行っているという状況でございます。これはもう少し財政が構造的に改善された後であれば、これは今回の議員の質問でもありましたように、計画的に何らかの方法で積むことは可能とは思われますけれども、今現在では、そのようなほかの基金に対して厚めに積んでいくような形で積み立てを行えないというのが現状でございます。

次に、ナンバー8番の建物貸付収入の説明になります。これは議員のおっしゃるとおり、今現在、大沼公園クリニックのほうに貸し付けしているもので、現在も継続中でありまして。これについての収入についても、確実に行われているところであります。

次に、ナンバー17の繰り上げ償還をできないかということで、今現在、3.65%の高めな金利だということになりますけれども、これは貸付先に応じて、繰り上げ償還ができる場所とできないところがあります。当然、財政融資とか政府系の資金については、これは繰り上げ償還をするための計画をつくらなければならないのと、ある程度金利が、3.65%は今現在、高いのかどうかというと、この中では高めなのですけれども、以前は5%、6%、もしくは7%のものにつ

いて、繰り上げ償還計画をつくった場合については、これの繰り上げ償還が認められるのですけれども、政府資金については、これの繰り上げ償還は、よほどでない限りはできないと。あと、縁故資金、民間資金については、協議により応じてできるので、これがだからそのように、ロットというか、期間が長いものについては、例えば利子の軽減額で、例えばその軽減額が出てきますけれども、あと1年、2年のものについては、もしくは今、民間資金については相当安い金利で借りていますので、この内容についての繰り上げ償還は、今現在は行っていないということになります。

次に、倫理ですね。御質問の中に、倫理審査会、行政不服審査会、これについては、令和2年度についてはこれに係る案件がなかったということで、開催はしておりません。委員については、倫理審査会については充て職として、町内会長さんなり労働組合、外部の労働組合とか、もしくは社会福祉協議会の委員がこの委員となっております。

次に、行政不服審査会については、これは事件ごとにその委員さんを選考するので、これについては、前年度、なかったということで、これの開催、もしくは委員の選任については行われておりません。また、そういうような事案もなかったということになります。

次に、町債の残高の推移の見込みでございます。今日、午前中にお出しした、今後の5年間の推移の見方で、ピークから下がっているけれども、それらの比率が余り変わっていないのではないかとことでありますけれども、これは町債残高が下がっておりますけれども、年間に償還する額というのはもう既に確定して、これに伴って下がるということなのですけれども、これに対して、町債の元利償還金に対して交付税算入がされます。交付税算入をもとに、実質公債費比率もしくは将来負担比率を計算するのですけれども、これが、例えば将来負担比率については、これに伴って、今後見込まれる交付税算入が減ることによって、余り、町債現在高が下がっているように見えますけれども、なかなか減っていかないとい

うのは、元利償還金に含まれる、今後見込まれる普通交付税に、額が、これに伴って減るということになりますので、数値的には極端には下がっていかない。ただ、これとは逆に、歳入で見られる標準財政規模の金額が上回れば、これは分母の金額を押し上げることになりますので、割られる数が少なくなると、分母が大きくなると、これに伴って比率は改善されます。今のところでは、その標準財政規模の額については、見込みが余りできませんので、この額については抑えた形で推計をしております。

次に、健康診断ですけれども、今回、令和元年度と令和2年度の、町で健診を行った人の受診率で、91.1%と90.8%という数字で、町の健診を受けた人という形で御報告させていただきました。

さらに、町の健診を受けなかった未受診者の理由としまして、以下、三つの欄に掲げた人となります。この中で、医師の通院とかによって既に何らかの定期健診みたいなものを受けている方と、他の保険等によって一般健診を受けた者、これらの人数を加えた場合は96.5%で、受けていない者については3.5%、令和2年度は2.6%となります。これは受けなかった人の理由などについては、その時点では確認しておりませんが、今後、定期健診が年1回しかなくて、その期間も、定められた期間にどうしても受けることができない人については、また別な方法を考えて、改めてこちらのほうから受けさせるように、もしくは所属の長から受けるようにという形で、それを受けられるような機会を別な方法で考えていきたいと思っておりますので、この未受診者がゼロにすることをこちらのほうでも考えていきたいと思っております。

質問については6点だったと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 答弁漏れはありません。

ちょっと再確認ということで、またあれしたいのですけれども、ナンバー7のところ、利子の金額が固まらないのは、いろいろ運用したり、流動化に回したり、そういうことだというようなこ

となのですけれども、去年の決算のやりとりの中で、議決した積立金を積み立てしないで、手元流動性において繰り越ししなければいけないというようなことをおっしゃっておりまして、ということであれば、別に積み立てした上で、それをちょっと借りるというようなことが、基金のやりとりの中で可能だったのではないかなというふうに思うのですけれども、今の説明で、一部流用すると、積み立ての勘定には振り替えているけれども、それを一部流用すると、資金の足りない時期に、というような運用をしているので、利息についてはきちっとした数字は出てきませんよと。例えば、定期1億円積んだので、金利何%で、幾らでというような確定したものではないよという答えだったのですけれども、そうであれば、去年の議決までした基金の積み立てをしないで、コロナ対策のために手元流動性を残しておくのだというようなことが、積み立てた上でやれたのではないかなと思うのですけれども、そここのところ、ちょっと僕の勘違いなのか、そここのところ、もう一度教えていただきたいなというふうに思います。

それと、この高い金利の借り換えについて、3.65%は177万円なので、これは大したあれではないけれども、2.1%で1億8,000万円あったり、2.2%で5,400万円あったりするのですけれども、今、実際、0.3%とか、そんな非常に優遇された金利で、決算上のあれでいくと、利率は3.0%以内ということで、決議した上で、低い利率を使っているのですけれども、この高い利率については、できるだけ早く返すような、期間が残り短くても、できるだけ早く返すような形で、少しでも利息負担を減らすようなことを考える必要があるのではないかなと思うのですけれども、先ほど言ったとおり、この2%以上の高い金利は全部で4件ぐらいの借入れのようなのですけれども、出してもらった資料のあれで見ているのですけれども、だったら早めに返すような、これが繰り上げ償還できない債権であればしょうがないのですけれども、ペナルティだとか、繰り上げのための手数料をとられるとか、そういうのもあるかもしれないので、そういうのはしょうがない

のですけれども、そうでなければ、繰り上げて早く返してしまうような、高くても1%ぐらいの金利でおさまるところで運用したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その考え方をもう一度お願いしたいのと、健康診断のやつについては、これは指定したところで受けなくても、自分の好きなところで受けて、その結果を提出するというのも、労基法上、認められているものはあるのですけれども、受けないというのはちょっと問題があるのではないかなと思うのですけれども、何で受けないかとか、その辺の管理をきちっと管理者がしていないのかどうか、そここのところは、非常に労働災害と言ったらおかしいのですけれども、そういうのがありますので、きちっと、健康診断したから拾われるというわけではないのですけれども、速やかに、ではいつ受けられるのだとか、そういうようなところをフォローするような体制になっていないのかどうか、そここのところを、総務財政課の仕事なのかどうか、ちょっと分からないのですけれども、たまたま資料が出てきたのが、総務財政課のところまで上がっているの、確認するのですけれども、これは各課長だとか部長の責任として、きちっと、おまえ、いついつまでに健康診断を受けるのだというようなことをやるような仕組みを、体制をつくっていかないと、数が少ないからいいということではないのではないかなと思うのですけれども、その考え方をちょっともう一度お願いします。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 再質問で、3点あると思いますけれども、まず一つずつ御説明いたしたいと思います。

まず、7番の事業で、利息と、予算額と決算が合わない、開きがあるという話で、去年の積み立てという話であるのですけれども、こちら、よくよく見ていただきたいと思うのですけれども、これは特定財源で、収入の部分です。ですので、収入の予算を立てた23万円に対して、それ以上の収入がまずあったということで、これは積み立てをするための特定財源、運用利子となりますので、次のページというか、事業ナンバーで14番

とか15番を御覧いただきたいと思うのですけれども、もしくは12番、13番でもよろしいのですけれども、こちらは実際の積み立て予算です。予算現額に対して、例えば福祉基金であれば、去年であれば12万7,000円、もしくは下の環境保全推進事業推進基金ですけれども、105万4,000円に対して、これは予算額どおり、去年のあれを踏まえて、予算額どおり積み立ては行われております。これの原資として、先ほどの歳入で上がっていた運用利息収入が、これの財源に当たるといふことの解釈になります。ですので、予算額どおり積み立ては行っております。

次に、高い金利で、先ほど説明しましたけれども、これは政府資金から借りたものについては、基本的には、まず補償金免除というか、補償金にとられますので、発生しますので、これを免除するための繰り上げ償還、さらに、これがある程度の条件でなければ繰り上げ償還はできないというルールでございます。例えば、今現在はどのくらいの金利で繰り上げ償還できるかどうかというのは、ちょっと調べてみないと分かりませんが、これらについては、政府資金については、その補償金を免除する、免除しないとか、もしくはそれに伴って繰り上げ償還の手数料が発生する、発生しないということによって、なかなかハードルが高い、政府資金から借りたものについては、ものになります。ただ、民間資金については、これはできるものもあるのですけれども、今、これを繰り上げ償還できる財政的な体力があるかどうかというのと、これについては、なかなか今の約定償還というか、公債費の定時償還で現状的には精一杯なところですので、繰り上げ償還ができるような体力がついたときには、長期的な財政運営を考えた場合には、行えるものについては行っていくほうがよろしいかと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

最後に、健康診断で、これは今回の追加資料要求で、我々も内容が、受けていない者がいるということで、さらに総務財政課にもいますので、内容を確認したときには、やはり仕事が入ったとか、そういうもので、定期に開催して、1日、2日しかないものですから、この日の機会で逃して

しまったという職員が、多分、多かれ少なかれいるかと思っておりますので、これについては、定期で行う日と、さらにこれを延長して、その受診機関において行えるような形での方法に考えていきたいというか、またさらに受けやすい機会をできるような体制を、今後というか、令和3年度中に考えていきたいなと思っておりますので、この点については御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 よろしいですか。

若山委員。

○若山委員 すみません、今の質問については、意見は別にまたありますけれども、質問に対する答弁としては分かりました。

1点だけ、大沼公園クリニックの、この家賃収入は入ってきているということだから、契約違反ではないのかもしれないけれども、医院を開業する前提での貸し付けのような感じがあって、これについてはずっとそのまま継続して、新しく次に来る先生を探しているというようなことで、そのまま継続されていると考えてよろしいのでしょうか。あそこで安くあれするのは、そこで医院を開いてもらうからというようなイメージもあるのかもしれないので、家賃さえ入ってくれば、それはそれでつじつまが合うのかもしれないけれども、今後も今のままで継続していくということであれなのか、それとも新しい先生を見つける、今、そういう動きを、運動をしているということで、そのままにしていると考えていいのかどうか。この数字がどうのこうのではなくて、その考え方をちょっと再度確認いたします。

○横田委員長 副町長。

○宮田副町長 今の御質問にお答えしてまいりたいと思っておりますけれども、今現在、この数か月、そういう部分についての調整といいたし、確認だとかしてございませぬが、お支払いしていただいているということは、多分、御家族の方も、その部分についてはそのまま継続して医院を開設したいと、再開したいという希望があるからお支払いしていただいているのではないかなと思っております。お支払いできない場合については、当然、町のほうにも御相談はあろうかと思

ますけれども、そういう意思を持っているのではないかというふうな形の中で町としては受けとめているということで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、総務財政課の質疑を終わります。

総務財政課長、御苦労さまでした。

暫時休憩して、1時55分から再開いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時56分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

次に、情報防災課の審査を行います。

情報防災課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

情報防災課長。

○若山情報防災課長 それでは、情報防災課分の令和2年度決算審査につきまして、共通様式に沿って御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、決算書ページ、一般の54ページから59ページ、事業決算名、総務公用車管理費です。事業目的は、公用車の一元管理を行うための経費でございます。当初予算額325万4,000円、補正予算額72万1,000円の減額、予算現額253万3,000円、支出済額235万5,570円、不用額17万7,430円、執行率は93%でございます。

事業の内容、補正予算、歳入については、記載のとおりとなりますので、御覧ください。

次に、資料ナンバー2、決算書ページ、54ページから59ページ、事業決算名、町有バス管理費です。事業目的は、町有バスの運行管理を行うための経費でございます。当初予算額383万6,000円、補正予算額18万8,000円、予算現額計402万4,000円、支出済額373万5,958円、不用額28万8,042円、執行率は92.8%でございます。

事業の内容、補正予算、歳入については、記載のとおりとなります。

令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、あかまつバスの乗車人数の制限を40名から20名に削減したことに伴い、乗車可能人数が減少することから、民間バスを借り上げて、その乗車人数を補完する事業を実施しております。予算につきましては、7月の補正予算で196万7,000円計上しており、実績といたしましては、13回の利用、のべ24台の運行実績がありまして、実績額は159万2,954円となりました。また、同様に、あかまつバスの運行につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しており、令和2年度は88件、令和元年度は218件の運行がありました。それに比べまして、130件の減、40%の利用となっております。そのため、旅費、燃料費等が令和元年度と比べて減少してございます。

続きまして、資料ナンバー3になります。決算書ページ、64ページから67ページ、事業決算名、電算管理費です。事業目的は、業務上必要な電算関係に係る運営を円滑に行う経費となります。当初予算額1億1,643万5,000円、補正予算額1,588万9,000円、予算現額計1億3,232万4,000円、支出済額1億3,094万142円、不用額につきましては138万3,858円、執行率は99%でございます。

事業の内容、補正の内容、それから歳入については、記載のとおりとなっております。

令和2年度の事業といたしましては、備品購入費で、テレワーク用のパソコン40台、それから、保健センターの電話交換器を、コロナワクチン対策のために回線の増設や電話機の増設を行っており、合わせて約1,000万円程度、昨年から支出が増加しております。いずれもコロナの交付金対象事業となっております。

そのほかは例年どおりの事業内容となっております。

なお、役務費で予算不足が生じてまいまして、使用料及び賃借料から7万6,000円流用しております。

電算管理費については以上となります。

次に、資料ナンバー４、決算書ページ、６４ページから６７ページ、事業決算名、光ケーブル設置管理費でございます。事業の目的は、藤城、峠下、大沼地区に敷設してございます光ケーブルの運営に係る経費です。当初予算額４４４万７、０００円、補正予算額３、０２４万６、０００円、予算現額３、４６９万３、０００円、支出済額１、４３２万９、６４３円、翌年度繰越額１、９８９万円、執行率は９６．８％です。

主な事業の内容、補正予算、歳入については、記載のとおりでございます。

支出の主なものといたしまして、負担金、補助及び交付金となっております。９月に補正させていただきました３、０２４万６、０００円のうち、翌年度繰越額の１、９８９万円につきましては、町内で光ケーブル未整備地区でございました鶴野、豊田地区について、民設民営での光ケーブルの敷設事業として、現在実施してございます。整備完了は今年度中となっております。通信事業者では、現在、詳細設定を行っているところだと聞いてございます。

また、令和２年度では、国道５号線の西大沼道路拡幅に伴う光ケーブルの移転工事負担金といたしまして、約７００万円ほど支出してございます。

そのほかについては、例年どおりの事業内容となっております。

なお、歳入にございます地域情報通信基盤使用料、これは藤城、峠下、大沼地区の光ケーブルのインターネットの利用者の数に伴い、１件につき月９００円を通信事業者から使用料としていただいているものですが、令和元年４月と比べ、５１件の増加、決算額では５７万３、０００円の増加となっております。

光ケーブルについては以上です。

次に、資料ナンバー５、決算書ページ、１７８から１７９ページ、事業決算名、消防施設費です。事業目的は、七飯消防署の運営を行うための負担金となっております。当初予算額６億２１５万９、０００円、補正予算額２３万７、０００円の減額、予算現額６億１９２万２、０００円、支出済額は予算現額と同額、執行率は１００％となっ

てございます。

事業の内容及び補正予算については、記載のとおりです。

補正予算の減額につきましては、コロナウイルス感染症の影響により、渡島訓練大会が中止になったことから、減額しているものでございます。

消防施設費については以上となります。

次に、資料ナンバー６、決算書ページ、１７８から１７９ページ、事業決算名、災害対策費です。事業の目的は、災害予防及び応急対策を円滑に行うための経費でございます。当初予算額６８２万３、０００円、補正予算額１、４７２万７、０００円、予算現額計２、１５５万円、支出済額２、１３０万８、７７０円、不用額２４万１、２３０円、執行率は９８．９％となっております。

事業の内容及び補正予算、歳入については、記載のとおりです。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の対策備品として、テントや簡易ベッド、それから防護服などを購入しました。また、備蓄品の保管場所が不足していることから、備蓄倉庫の設置を町内３か所に実施してございます。そのほかは例年どおり、備蓄食料などの更新を行っております。

災害対策費については以上となります。

次に、資料ナンバー７番、決算書ページ、１７８から１８１ページ、事業決算名、防災行政無線施設管理費です。事業目的は、防災行政無線施設の維持管理を円滑に行うための経費となります。当初予算額８億３、２３６万円、補正予算額２６万８、０００円の減額、予算現額８億３、２０９万２、０００円、支出済額３億４、５２８万２、３１７円、翌年度繰越額４億８、６６３万３、０００円、不用額１７万６、６８３円、執行率９９．９％となっております。

事業の内容及び補正予算については、記載のとおりとなっております。

支出の主な内容につきましては、防災行政無線の整備となっております。防災行政無線の更新につきましては、令和２年度分として、契約額６億８、３３４万２、０００円のうち、部分払い３億２、０００万円を支出しております。そのほか、

移動系無線の整備や、主要避難所等のネットワーク更新事業を実施してございます。ほかに、防災ハザードマップを作成し、全戸に配布しております。防災無線につきましては、今年度、令和3年度までの繰り越し事業として、現在、おおむね順調に進んでおり、12月の運用開始に向けて準備を進めております。

防災行政無線の管理費については以上となります。

続きまして、最後となります。資料ナンバー8、決算書ページ、178から181ページ、事業決算名、国民保護対策費です。当初予算額34万7,000円、予算現額も同額でございます。支出済額27万5,000円、不用額7万2,000円、執行率は79.3%となります。

事業の内容については、記載のとおりです。

令和2年度は、国民保護協議会の開催がありませんでした。補正予算及び歳入はありませんでした。

様式2、令和2年度予算流用、5万円以上、及び予備費の充当の状況でございます。

先ほど電算管理費のところでお説明したとおり、役務費の通信運搬費が不足したことによりまして、使用料及び賃借料から、それぞれ三つの項目で流用してございまして、合計が7万6,000円となっております。

簡単ですが、資料の説明については以上となります。よろしくお願いたします。

**○横田委員長** ありがとうございます。

質疑ありますか。

若山委員。

**○若山委員** すみません、2か所ほど、単純な確認なのですが、まず、ナンバー7の防災行政無線施設管理費についてなのですが、これは特定財源、何かなかったのです。何か交付金か起債事業か何か特別なものがあって、その一部が何とかあったような気がしたのですが、特定財源、これはなしということなのかどうかの、ちょっとその確認と、続いて、ナンバー8のところ、国民保護協議会委員報酬ということで、これは実際、開催しなかったのです。運用ゼロとなっているのですけれども、これは条

例で決まっています、実際、国民保護協議会委員というのは、実際、任命されていて、実際、そういう事案が発生したときに開催するというようなことになっているのか、それとも、事案が発生したときに任命するというような扱いなのか、そのところのあれをちょっと確認させていただければと思います。何か法律に基づいてつくらなければいけないとなっているようなのが、条例を読んだら書いていたのですけれども、そのところで2点ほど、お願いします。

**○横田委員長** 情報防災課長。

**○若山情報防災課長** 初めに、防災行政無線の特定財源でございますが、防災減災対策債という起債の交付、算入率70%を財源に整備しているところでございます。

次に、国民保護協議会につきましては、委員については既に任命してございます。例えば開発建設部の函館道路事務所とか、例えばJR、函館警察、消防団長、それからNTTなど、あと、自衛隊とかも、既に任命されているもので、これは武力攻撃等の事態における国民保護のための措置に関する法律と、国の法律がありまして、端的に言うと、ミサイルの攻撃などがあつたときに開かれるような会議でございますので、めったに開催されないものではございますが、法律等で、委員と、この協議会を設置しておくということなので、設置はしている状況で、今まで、当然、開催も一度も、設置されてから、ないというような状況になってございます。

以上です。

**○横田委員長** 若山委員。

**○若山委員** 今言ったように、武力攻撃事態なんて、ちょっとあるのかどうかよくわからない事態なのですが、この国民保護協議会委員なのですが、これについては、会議をしたら日当を払うという、そういう仕組みで、任命しただけでは費用が発生しないという中身で、集まってもらっているいろいろ検討するとか、そういうようなことも要らないものなのではないでしょうか。いざというときにどうのこうのととかいう、事前に集まっているいろいろな考え方をどうのこうのととか、そういうようなことは必要ないものなのではないかと、そう

いうところの考え方をちょっと、日当7,100円で決まっただけなんですけれども、会議をしないのだけれども、ときどき集まって、何かそういういざというときのための何かやるとか、そういう必要はないのかどうか、そこのところ、ちょっと考え方をというか、本当にこの法律に基づく、平成16年の法律で、18年に条例ができていますけれども、必要なのかどうかという問題はありますけれども、常にそういう、今言ったとおりに、任命された人が、そういうところに関係するような人ばかりなので、何かあったら必ず表に出てくるような人ばかりなのであれなんですけれども、そこのところの考え方、ちょっと、今回、予算は使っていないんですけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○横田委員長 情報防災課長。

○若山情報防災課長 国民保護協議会についてですけれども、法律上、国とか上部組織にも同じような委員会がございまして、そちらで何か変わった事項があれば、事前に打ち合わせ等する機会にもなろうかと思うのですが、そのようなことも、大きな変動として、この件に関して、自治体等で検討してくださいというようなものが、設置以降、今までございませんでしたので、今まで開催がなかったという内容となっております。

以上です。

○横田委員長 あとありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、情報防災課に対する審査を終了します。

情報防災課長、御苦労さまでした。

続きまして、政策推進課の審査を行います。

政策推進課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

政策推進課長。

○中村政策推進課長 それでは、総務部政策推進課より、令和2年度の決算について御説明させていただきます。

政策推進課分の決算について、資料のとおりでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、内閣府か

ら6億円を超える交付金をいただき、それぞれの担当課で45の事業を実施しております。一覧表として整理いたしましたので、最後に若干説明をさせていただきます。

初めに、共通様式ナンバー1を御覧ください。決算書の58ページからでございますが、総務費、総務管理費、広報費ですが、当初予算額1,612万5,000円、補正予算額は、3月の整理予算で13万円を減額し、予算現額は1,599万5,000円で、支出済額1,581万9,856円、執行率98.9%でございます。

主な事業は、ななえ広報の印刷発行と配送となっております。具体的な内容は記載のとおりでございます。

特定財源として、行政刊行物等広告掲載収入で、町全体の広告収入が219万7,700円で、そのうち185万4,400円が広報分に掲載された広告収入となっております。こちら、15社分となっております。前年よりも約80万円弱の増額となったところです。

次に、ナンバー2、企画費でございますが、決算書の66ページからでございます。当初予算額544万6,000円、補正予算額は、7月に臨時会で函館圏公立大学広域連合負担金臨時交付金事業99万6,000円の増額と、3月の整理予算で15万1,000円を減額し、合わせまして84万5,000円の増額、予算現額は629万1,000円、支出済額は627万6,285円で、執行率は99.8%でございます。

内容は記載のとおりでございますが、報酬は、第5次七飯町総合計画の後期見直しとしまして、総合開発振興計画審議会が3回、そして、その部会が3部会ありまして、各1回開催に係る委員報酬、これら合わせまして48万9,900円でございます。

次に、委託料は、第5次七飯町総合計画後期見直しのための調査策定業務委託料として423万9,710円でございます。

次に、下段の負担金、補助金でございますが、下段の函館圏公立大学広域連合負担金臨時交付金事業ですが、公立はこだて未来大学のコロナ関係学生支援といたしまして、学生へ一律5万円を支

給する事業などで、函館市、北斗市と費用負担をし、実施のため、99万6,000円でございます。

なお、役務費、予算不足による2,000円の流用は、総合計画における審議会が一部書面開催となった際、御意見を郵便にて返送いただくための切手代金が不足したことによるものでございます。

次に、特定財源は、国から新型コロナウイルスの臨時交付金93万円となっているところでございます。

次に、ページを開きまして、ナンバー3、まちづくり政策事業費でございます。当初予算額は323万4,000円、補正予算額は、3月の整理予算で163万1,000円の減額で、予算現額160万3,000円、支出済額は157万5,631円、執行率は98.3%でございます。

主な事業内容は、まちづくりの政策事業となっており、移住定住や、町内会、大中山駅トイレの経費等でございます。記載のとおりでございます。

負担金、補助金、交付金の部分でございますが、活力のあるまちづくり推進事業助成金につきましては9件ありまして、いずれも町内会で行う緑地帯の草刈りや清掃などへの助成となっており、イベントへの助成はございませんでした。特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー4、交通対策事業費でございます。当初予算額は596万6,000円、補正予算額は、6月に報償費50万円増額し、12月に負担金、補助及び交付金を14万円増額、3月の整理予算で163万2,000円減額し、合わせて99万2,000円の減額、予算現額497万4,000円で、支出済額が497万1,461円、執行率は99.9%でございます。北海道新幹線の事業推進と、建設促進期成会等の事業費、地域公共交通確保の事業でございます。

事業内容は記載のとおりでございますが、コロナ対策関連といたしまして、感染症防止対策報償金50万円の支出でございます。10交通事業者に対してそれぞれ5万円相当のアップル商品券の配付を行いました。

負担金、補助金及び交付金でございますが、毎年係る各種期成会の年間負担金でございますけれども、下から4行目の北海道新幹線並行在来線対策協議会委託調査負担金78万4,484円は、令和2年度のみ支出となっております。北海道新幹線札幌延伸が2030年度末を目指して整備を進めているところでございますが、延伸時には、既存のJR路線である函館から小樽間の並行在来線が分離される予定でございます。その分離後の方策について、北海道が主体となり、沿線自治体と協議を進めておりますが、その協議に必要な将来の需要予測や収支等の調査を行ったもので、北海道が半額負担し、そのほかの経費を沿線自治体でそれぞれ負担するものでございます。七飯町分は7.54%でございます。

次に、七飯町地域公共交通活性化協議会負担金は、七飯町の公共交通を検討すべく、法定の協議会を設立し、協議をスタートしたところであり、協議会の運営に必要な負担金14万円でございます。

特定財源でございますけれども、コロナの臨時交付金等は記載のとおりでございます。

次に、ページを開きまして、ナンバー5、交流推進費でございます。決算書の76ページからでございます。本年度当初予算額553万9,000円、補正予算額は、6月の補正予算で海外交流派遣事業を473万8,000円減額、9月の補正予算で国際交流の集い事業を20万円減額、3月の整理予算で6万3,000円の減額で、補正予算額の合計500万1,000円の減額でございます。予算現額は53万8,000円で、支出済額は53万7,770円、執行率100%でございます。国際交流や国内交流事業の推進に係る経費となっております。

事業内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー6、国際交流公用車管理費でございます。当初予算額11万5,000円、3月の整理予算で1万7,000円を減額し、予算現額は9万8,000円で、支出済額9万406円、執行率92.3%でございます。国際交流事業及び国際交流員の移動用の公用車の経費で、令和2年度は車検がなく、関連する費用はござい

せんでした。

次に、ナンバー7、セミナーハウス指定管理費でございます。当初予算額3,003万4,000円で、予算現額は同額で、支出済額3,003万3,130円、執行率100%となっております。指定管理委託料と地下重油タンクの特別清掃委託、自動車損害保険料、AEDの借上料が主でございます。

次に、ページを開きまして、ナンバー8、特別定額給付金事業費でございます。決算書の78ページからでございますが、国で急遽実施することが決定された事業であり、当初予算額はなく、5月の補正予算、専決処分により27億9,850万円を増額、12月の補正予算で1,500万円を減額で、予算現額27億9,850万円、支出済額は予算と同額で、執行率100%となっております。

事業の内容は、世帯主に、世帯1名当たり10万円を給付するものでございます。特定財源は、この経費は国から特別定額給付事業補助金として全額充当されているところでございます。

次に、ナンバー9、特別定額給付金事務費でございます。こちらも当初予算額はなく、5月の補正予算、専決処分により、報酬と、ほか、事務経費として3,524万8,000円を増額し、12月の補正予算で727万8,000円減額、予算現額2,797万円、支出済額は2,796万7,474円、執行率100%となります。

事業の内容は、特別定額給付金の事務経費でございます。

報酬と共済費、旅費は、事務整理に必要となる会計年度任用職員の経費でございます。

職員手当等は、主に職員の時間外手当となります。

需用費は、圧着はがきの購入や、インク、トナー、ファイルなどの消耗品のほか、印刷製本費は専用封筒の印刷費用でございます。

役務費の主なもの、郵便料が申請書送付時と振込通知のお知らせの2回分の費用となっております。

手数料につきましては、ほとんどが振込手数料となっております、一部、住民周知用チラシの配布手

数料となっております。

委託料は、特別定額給付金システムの構築、そして保守委託業務の費用でございます。

使用料及び賃借料は、物品等借上料として、パソコンとプリンターのリースに係る費用でございます。

続きまして、ページを開きまして、ナンバー10、統計調査費でございます。決算書の86ページからでございます。各種統計調査の調査費でございますが、当初予算額1,288万7,000円、3月の整理予算で96万1,000円を減額し、予算現額1,192万6,000円、支出済額は1,191万5,437円、執行率99.9%となります。

令和2年度は、国勢調査、そして工業統計調査、学校基本調査、経済センサス、農林業センサスとなっております。

特定財源ですが、この経費は、道から統計調査委託金としまして全額充当されているところでございます。

次に、資料の説明をさせていただきます。

別添資料ですが、様式1から様式4までにつきましては、政策推進課では該当なしとなっているところでございます。

次に、最後の新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の事業実績でございますけれども、こちらは、内閣府から6億円を超える交付金をいただいて、それぞれ担当課のほうで実施をしておりますが、7ページの中ほどに合計額を記載しております。

めくっていただきまして、7ページですけれども、令和2年度に完了した事業は44事業ございまして、交付金充当事業の事業費の実績合計は、中ほどですが、6億9,409万7,888円、そして、右側の財源内訳の合計といたしまして、交付金充当額は6億289万6,000円、その右側、そのほかの国庫補助金は7,859万8,000円、そして、一般財源合計は1,260万3,888円でございます。また、その下になりますが、1件、高度無線環境整備推進事業は、繰越事業として令和3年度に完了する予定となっております。

次のページになります、財源整理についてでございますけれども、財源整理一覧表につきましては、町の事業科目の決算ベースで財源充当などを整理させていただいた一覧表となりますので、御覧いただきたいというふうに思います。

次に、今回、追加要求資料ということで、政策推進課分といたしましては、株式会社男爵倶楽部、そして株式会社ダンシャクラウンジの決算書及び貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入れの償還状況につきまして要求がございました。こちらのほうにつきましては、政策推進課のほうで報告を受けている資料から、まず、男爵倶楽部の決算報告につきましては、令和2年5月から令和3年4月30日の決算報告書をいただいております。その資料につきましては、奥のほうに資料として置いておりますので、御覧いただきたいというふうに思います。また、ダンシャクラウンジの決算報告ですが、令和元年11月から令和2年10月ということで決算報告をいただいているところでございます。

そして、民間金融機関からの貸し付けの償還状況ということで、こちら男爵倶楽部のほうから七飯町長宛に残高状況報告書をいただいておりますので、その部分につきまして、置いておりますので、御覧いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○横田委員長** ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

何かありますか。

畑中委員。

**○畑中委員** ナンバー1の広報紙の発行に関わることについてなのですが、今、この内容のところを見ていましたら、印刷製本費、これが、例えば5月から12月が1万1,920、それからずっと1月、3月が1万1,940、それから、2月が1万1,960、4月が1万2,000と、このように幾らかずつ増えているのですよね。ということは、これ、世帯が増えたからこうなっているものか、まずそれが1点ですね。

それからもう一つは、我々、広報を目にする場合に、町内会を通して来ると思うのです。来るのですよ、私たちのほうはね。だから、町内の広報

が各家庭に届くのは、例えばシルバーさんが各町内会に配って、その町内会の役員を通じて各家庭に配布されるものと私は理解しているのですけれども、ただ、実際、町内会に入らない方もおりますよね。そうしますと、そういう人の広報の配布については、やはり直接町のほうで郵便等で行っているものかどうか。それが、例えば役務費の7,990円、これがそれに当たるのかどうか、その辺をちょっと確認したいなと思っております。以上、3点ぐらいかな、お答えをお願いします。

**○横田委員長** 政策推進課長。

**○中村政策推進課長** まず、印刷部数の関係でございます。若干、少しずつ増えてきているというような内容でございます。こちらのほうは、まず令和2年度のスタートの段階では1,920だとか40だとかとあるのでは、実際、町内会長さんのほうにお渡しした結果、20部足りなかったというような話もいろいろ聞こえてくるものですから、そういった部分で、ちょっとずつ増えてきているというような状況です。現実には、最終的には1万2,000部というところまでなっておりますので、私どものほうとしては、広報を見られる方、世帯というのが増えてきているところで認識を持っているところでございます。

続いて、2点目でございます。町内会に入らない人には届かないのかというようなお話でございます。まず、町の広報紙の配送の順番といたしましては、まず印刷業者さんから町のほうに納品されまして、それをシルバー人材センターさんが町内会にお渡しをする。町内会さんがそれぞれ配っていただくという考え方ですが、町内会さんのほうに私どもお願いしているのは、町内会に限らず、地域の方に配ってほしいということでお話をさせているものですから、町内会に入っている、入っていないとは関係なく、地域の方々に届けていただけるようお願いしているところでございます。

ですので、郵便料等、入っているかというところでございますが、別途、町として個別に郵送するということは行っておりませんので、3点目の

回答としましては、その部分については、郵便料等、個別に送付する部分には入っていないというところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 畑中委員、よろしいですか。

○畑中委員 はい。

○横田委員長 あとありますか。

若山委員。

○若山委員 すみません、1点だけ。この作ってもらった資料のナンバーには入っていないのですが、追加資料でお願いした地域総合整備資金の貸付先、貸付対象事業者の決算内容についてなのですが、これは単純に、今回、少し詳しくいろいろな附属明細表もついていたので、より詳しい内容が分かってあれなのですが、これは持ってきて、こういう状況ですよということ置いていだけなのか、あるいは、窓口だと商工観光課とかのほうなのかもしれないのですが、今後の事業について、売上げを伸ばす方針、政策というか、どうすればいいとか、利益を上げるにはどうすればいいとか、そのような細かいやりとりについて、人員を、経費削減するとか、そういうようなやりとりについて話しているのかどうか。実際、あの数字を見て、地域総合整備資金の貸し付けというか、事業全体を考えて、これについては令和元年5月から令和16年までの貸付期間になっているのですが、これに対して、どのように考えているかとか、なかなか答えづらいところもあるかもしれないのですが、ちょっとどのような、運営主体はどのように今後売上げを伸ばそうとしているのかとか、利益を改善するためのこういう施策を考えていますよ、イベントをもっとこうやってやりますよとか、テーブル数を増やしますよとか、コロナ禍ではあるのですが、去年の決算もコロナ禍が一部係っているのですが、状況としては厳しいのはあるのですが、今後の展望について、そういう説明が町にあったのかどうか、あったら、その辺を少し教えていただきたいなというところと、もしないとすれば、町としても、何かいろいろアドバイスその他をしないと、道の駅地区としての、ともに活性化していく方法とし

て、物品の販売だとか、いろいろアドバイスその他を含めてする必要があるのかなという気もするのですけれども、そこのところを、差し障りのない範囲でちょっとお答えいただければなというふうに思います。

○横田委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 今回の資料をいただいたといえますか、ふるさと融資の制度を使っている以上、融資をしている側のほうから決算書等をいただくというような仕組みになってございますので、まず町からくださいと言わずしても、報告があるというところで、令和3年に報告をいただいておりますが、7月の26日だったと思いますけれども、その日付で報告をいただいております。これは郵送にて行われました。このことで、内容を審査をしたのですが、その部分では十分私どものほうでもどういった状況だというのが分かりかねる部分もありますので、ダンシャクラウンジさんのほうにヒアリングを实际してございます。

その中でも、やはり私ども、コロナの状況もあって、どういった運営だとかを考えているのかというようなお話を当然させていただくのですが、そういった部分、ちょっとかいつまんで、その際にあったやりとりの中でございますが、まず過去1年間の状況については、令和2年の夏から、道民割やG o T o等あって、観光促進、旅行客に動きが見え始めて、秋くらいまで団体客があって、10月、11月まで好調のような状態だと。ただ、11月後半には、札幌市が感染拡大に見舞われて、北海道全体の観光需要が低下してしまっていて、団体予約もキャンセルが多発してしまったと。そして、年明けからは1都3県の緊急事態宣言発令、そして国内全体には自粛ムードが漂って、今回、ゴールデンウィークはまずまずの状況だったのですが、5月中旬から北海道が緊急事態宣言、そして一昨年に引き続き、コロナに左右される厳しいというような状況ということで伺っております。

そして、コロナ禍の新しい取り組みということでございますが、宅配弁当事業を实际始めた。そして、当

初、ワンコインで提供できるものも模索したのですが、すけれども、コンビニとの競合するということがありますし、ダンシャクラウンジで提供するものにつきましてはクオリティが高く、通常、イトインで提供できる内容を弁当として販売したところ、コロナ禍における自分への御褒美もかねた巣ごもり需要があつて、コロナ禍の主力事業となっているというような話も伺っております。また、バスクチーズケーキの取り扱いを実施した、好評いただいているということです。あと、コロナ禍の中で、実現しなかったのですが、本州の百貨店での出店にも声かけいただけるようになって、今後はそういった機会を増やしてまいりたいというようなお話でございました。

今後の取り組みでございますが、従業員の雇用というのは確保しつつ、券売機の導入など、施設内で合理化できる部分は合理化できればなということでお話をされてございました。

また、閉館しました昆布館の商品も取り扱うようにして、大変好評いただいているというところでございます。小売り部門の取り扱い商品の充実を進めていきたいというところでございます。

また、カレーパンなどのオリジナル商品の開発だとか、そういったものも考えているようですし、敷地内外における外売り、キッチンカーの誘致なども強化をしていきたいというところでございます。

ヒアリングの際に、私どものほうに求める支援というのが上げられましたが、飲食店の疲弊状態が続いておりますので、飲食店向けのクーポン券の発行事業をぜひ実施していただければ大変ありがたいというようなこともございまして、七飯町といたしましても、長期的な話になるかもしれませんが、引き続き支援できるように、また、ダンシャクラウンジさんと綿密に意見交換できるような場を継続して持っていきたいなというふうに思っていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 コロナ禍で、道の駅のあの地域だけが大変なのではなくて、全国的に大変なので、い

ろいろ政策を協力したり、できるところはいろいろやりながら、見ていていただきたいなというふうに思うのですが、なかなか今の数字だけを見ると、我々からすると、ちょっと厳しい、もうちょっと頑張らなければいけないという状況なのかなというところがありまして、その辺のところをしっかりと見ていただきたいのと、今回のこの決算書の内容について、この間、商工観光課とか経済部のほうに話したら、その情報は我々は使えないのだというような言い方をしていたのですが、商工観光課にもぜひこの決算書の内容を見てもらって、今後どういうふうにするか、今言ったとおり、クーポン券事業とか、そこのためだけにやっているわけではないのですが、そういうものも含めて、政策をいろいろ考えていくという意味で、情報共有とか、そういうものをしていただきたいなと。経済部長さんに確認したときには、ある部署でもらった情報については、情報管理の関係で、我々は見られないのだというような話があったのですが、こういうものは共有して、有効に活用していくべきものなのかなと思うのですが、そこのところのお考えをちょっとお伺いします。

○横田委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 決算書等の取り扱いを庁内で横断的に使ったほうがいいのではないのかというお話かと思いますが、この決算書をいただいているのは、あくまでもふるさと融資の事務としていただいておりますので、その部分につきましては、融資先であります法人からそういう了承をいただければ可能かもしれませんが、今の現段階では、そのままコピーをお渡しするだとかということも考えておりません。ただ、現状として、厳しい状況だとかがもしあるということであれば、またヒアリングの中で、クーポン券発行事業の実施を要望というようなお話がございますので、そういった要望事項等は、横の連携を密にしながらお伝えした中で、町全体として経済対策等進めるような形にしていきたいと思いますというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 同じことを何回も繰り返すのですが、念のためにあれしませうけれども、確かに情報管理という意味で、ある部署からもらったものを安易にほかのところに流用しないとかという姿勢はすばらしいとか立派だと思います。けれども、当然、そういうやりとりをする中で、商工観光も含めて活用させてもらって、いろいろな応援だとか、いろいろなことを、政策、何かできないかどうかというのをやっていきますということとで説明した上で、当然、共有しますよということとを申し入れるべきではないかなというふうに思うのですけれども。なぜかという、飲食店応援券というのは商工観光課で今やろうとしている事業ですよ、まさに。そういうものも含めて、いろいろ資料としても、庁内でというか、役場内で共有するようなことをしても何らおかしいものではないと。外に公表したりするのは、これはまずいのかもしれないのですけれども、それはきちっと仁義を切った上で、こういう形で商工観光課も含めてみんなでこういうことで使いますよという、そういうことでやりとりをして、使っていただきたいと思うのですけれども、あくまでも厳格に駄目だというようなことなのでしょうか。そこだけもう1回確認、お願いします。

○横田委員長 副町長。

○宮田副町長 それでは、私から申し上げたいと思います。

担当課長のほうも非常に言いづらいのだと思います。私のほうから、調整をとりながら、道の駅エリアの活性化といいたまうか、横の連携をとりながらというような状況の中で、資料を提供するという意味ではないのですが、こういう状況だと、かなり厳しいよというような中で、調整等図りながら、それぞれ事業者のほうについても御意見を伺いながら、担当の商工観光のほうとも協議を進めながら、前に進んでいきたいと思っておりますので、その点について、こういう答弁で御勘弁いただきたいなと思っております。何もやらないというわけではないということで、御理解いただきたいと思っております。

○横田委員長 よろしいですか。

○若山委員 はい。

○横田委員長 あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上をもって、政策推進課に対する審査を終了します。

政策推進課長、御苦労さまでした。

次に、税務課の審査を行います。

税務課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

税務課長。

○柴田税務課長 それでは、税務課の令和2年度決算状況を御説明いたします。

共通様式ナンバー1、事業名、税務総務費(課税)です。当初予算現額890万7,000円、補正予算額655万5,000円、予算現額1,546万2,000円で、支出済額1,487万343円、不用額59万1,657円、執行率は96.2%でございます。予算補正につきましては、9月及び12月定例議会で、例年と同じく、過年度還付金の不足額として、償還金700万円の増額を行っております。特定財源の歳入は、税務手数料133万5,600円となっております。

事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

補足の説明をいたします。

例年と同じく、過年度還付金不足額を補正予算で対応する措置をしております。

また、会計年度任用職員制度が始まったことにより、賃金の項目がなくなり、かわって報酬が増額となっております。

不用額の多い項目ですが、22節償還金、利子及び割引料の56万736円は、過年度還付金の執行残となりまして、こちらは1件当たりの還付金額が多いケースがあること、また、年度末の3月まで金額が確定しないことから、整理予算での減額が困難ですので、御理解をお願いします。

続きまして、ナンバー2、事業名、税務総務費(納税)です。当初予算額143万7,000円、補正予算額なし、予算現額143万7,000円で、支出済額143万6,500円、不用額

500円、執行率は99.9%でございます。

事業目的、主な支出は、記載のとおりでございます。

補足の説明をいたします。

税務課の徴収職員は3名おりますが、昨年度決算までは嘱託職員として、うち2名分の人件費をこちらの事業予算から、1名分を国保会計から支出しておりましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まり、総務財政課で運用されております。そのため、その支出分が前年度と比較して減額となっており、こちらの事業は現在、渡島、檜山地方税滞納整理機構への負担金のみ支出となっております。なお、滞納整理機構への令和2年度への引き継ぎ及び実績は、提出追加資料8ページに記載しておりますので、後ほど御参照願います。

次のページになります。ナンバー3、事業名、賦課事務費です。当初予算額643万2,000円、補正予算額マイナス53万8,000円、予算現額589万4,000円で、支出済額570万1,636円、不用額19万2,364円、執行率は96.7%でございます。

補正予算の内容、事業目的、主な支出は、記載のとおりでございます。

補足の説明をいたします。

委託料について、評価替えの前年度に実施する固定資産標準地鑑定評価業務委託料517万円が、業務終了により減額となっております。

また、不用額は18万5,902円ございますが、これは給与支払い報告書等入力業務委託料の執行残でございます。整理予算で一部は減額いたしました。金額が確定するのが3月末となりますので、御理解願います。

新規の項目として、負担金、補助及び交付金の中に、軽自動車環境性能割徴収取扱費4万2,730円がございます。こちらは、令和元年10月より制度化された環境性能割について、賦課徴収を当分の間、北海道が行うこととされていることから、道税事務所へ負担金として支出しております。

続きまして、ナンバー4、事業名、徴収事務費です。当初予算額538万3,000円、補正予

算額マイナス22万円、予算現額516万3,000円で、支出済額480万6,656円、不用額35万6,344円、執行率は93.1%でございます。

補正予算の内容、事業目的、主な支出は、記載のとおりでございます。

補足の説明をいたします。

例年どおりの支出となっておりますが、不用額の多い項目として、12節役務費の21万1,356円は、口座振替及び郵便振替手数料の10月から3月分が令和3年4月の請求となるため、残っているものです。整理予算で一部は減額しているため、御理解をお願いいたします。

共通様式の事業決算別の説明は以上になります。

次に、当初要求のありました資料について御説明いたします。

様式3、収入未済額の状況でございます。ナンバー1からナンバー8まで、各税目別に記載しております。ナンバー1は個人町民税、ナンバー2は法人町民税、ナンバー3は固定資産税、ナンバー4は軽自動車税、ナンバー5は保育料、ナンバー6は町営住宅使用料、ナンバー7は町営住宅の駐車場使用料、ナンバー8は国保特別会計となっております。こちらは、年度ごとに調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額を載せてございますので、内容は記載のとおりでございます。

次に、様式4、不納欠損処分の状況でございます。ナンバー1からナンバー6まで、税目別に記載しております。ナンバー1は個人町民税、ナンバー2は法人町民税、ナンバー3、固定資産税、ナンバー4、軽自動車税、ナンバー5、保育料、ナンバー6、国民健康保険税となっております。左側の表は、処分事由別に件数と金額を載せてございます。右側の表は、法律区分による件数と金額を載せてございます。

地方税法第15条の7は、本人死亡、相続放棄、会社倒産などの理由で滞納処分停止し、不納欠損した分でございます。

地方税法第18条は、地方税の消滅時効により、5年間経過したため、不納欠損処分したものでございます。

内容については、記載のとおりでございます。

次に、歳入につきまして、当初から税務課でお出ししました追加資料によって御説明をいたします。

令和2年度決算審査提出追加資料、税務課というものでございます。

1ページ目でございますけれども、こちらは、令和2年度徴収実績を一覧表でお示ししておりますが、前年度との対比で御説明をしていきますので、ページを1枚めくっていただき、2ページ目の資料1を御覧ください。

上部枠外に記載したA欄は現年課税分、B欄は滞納繰越分、C欄は合計となっております。左側の番号10番、令和2年度の合計になります。町税全体の徴収率ですが、一般税全体では、C列の合計、徴収率は0.4ポイント下降の96.6%となりました。

続きまして、特別会計の国保税ですが、ページをめくっていただき、3ページの資料2、上段を御覧願います。一番下、合計欄になりますが、国民健康保険税は、現、滞、合わせて徴収率は0.6ポイント上昇し、90.3%となっております。

次に、認可保育所保育料ですが、同じく3ページの中段を御覧願います。一番下、合計欄になりますが、金額については、令和元年10月より保育料無償化が始まっていることから、昨年度に引き続き減少しております。認可保育所保育料は、現、滞、合わせて徴収率は4.7ポイント下降し、90.0%となっております。

次に、町営住宅使用料と町営住宅駐車場使用料ですが、同じく3ページの下段を御覧願います。合計で、現、滞、合わせて徴収率は0.1ポイント下降し、99.1%となっております。

続きまして、次のページの4ページから6ページには、町税の令和2年度における収納状況と、過去5年間の推移及び徴収実績を掲載してございます。

4ページは収納状況ですが、上段の右端、収納率の計、今年度は0.4ポイント下降し、96.6%となりました。滞納繰越分の一定の整理が終了しておりますので、今後も徴収率は横ばいもしくは

は若干下がる傾向になると思われれます。

次に、5ページですが、近隣市町の実績比較となっておりますが、七飯町の徴収率は2位となっております。前年の1位より落ちてしまいました。これは新型コロナウイルス関連施策として、国の特例により、徴収猶予を行っていることから、徴収猶予とした金額で、6月以降の入金は、会計上、未納扱いになるためと考えられます。

次に、6ページは収入未済額、徴収率の推移でございます。左側は国保税を含まない表、右側は国保税のみの表となっております。昨年度比の徴収率は、町税は0.4ポイント下降、国保税は0.6ポイント上昇となっております。

続きまして、7ページには、令和2年度に実施した差し押さえの種類及び金額等を掲載しております。右端の一番下、合計欄でございますが、1,094万6,959円の充当額となっております。今後の傾向といたしましては、一定の債権整理が終了すると、差し押さえ実績は総体的に低下していくこととなります。

続きまして、8ページには、渡島・檜山地方税滞納整理機構の委託内容と実績を掲載しております。

令和2年度では、1,803万1,869円の引き継ぎ滞納額に対しまして、975万7,927円の収入実績となり、徴収率は54.11%となっております。ほか、記載はしていませんが、延滞金が82万1,266円入っております。延滞金を含めた実績額は1,057万9,193円となりまして、令和2年度の負担金は287万3,000円でございますので、負担金より770万円以上多く収納になったというところでございます。

続きまして、9ページですが、滞納整理機構の収入決算額の税目別の状況と収入率となっております。

以上で、税務課所管分の説明を終わります。

**○横田委員長** ありがとうございます。

質疑ありますか。

若山委員。

**○若山委員** 2点ほど、ちょっと確認のためにあられしたいのですけれども、詳しい資料、いろいろ

つくっていただきまして、大変ありがとうございます。御苦勞さまでございますと言いたいのですが、ちょっと気になった数字といえますか、不納欠損額が前年と比べてちょっと金額が、実額では大したことないのだけれども、ほとんど増えているところがありまして、これについて何か分析その他あるのかなと、もしあればお聞かせいただきたいなというふうに思います。例えば、町民税のあれで、去年は不納欠損額が64万円だったけれども、今年は180万円ですよというように、単純に数字がどの項目でもぐっと増えているところがありまして、これについて、何か特徴とか、なかなか分析は難しいのかもしれないのですけれども、もしこういうことではないのかとか、たまたまこうなったことで、よくこのぐらいの範囲でぶれるのですよというのか、そのところをちょっと教えていただきたいのと、差し押さえなどして、いろいろ徴収努力されているのですけれども、この生命保険だとか還付金だとか預金だとか、こういうものの発見というのは、結構努力が要するというか、難しいのかなと思うのですけれども、この辺はどのようにされているのかなというところで、ちょっとお聞かせいただければなと思います。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 それでは、2点、お答えしてまいります。

不納欠損についてですけれども、これはちょっとなかなか答えが難しく、これといった、例えば法律が変わったとか、こういう状況があったという、なかなかちょっとそういう単純な答えができない状況にございます。なにぶん、町民税から固定資産税まで、いろいろございまして、また、七飯町の位置づけが中核市である函館市の隣にあり、なかなか住民間の移動も多いという中で、なかなかこういったものが、いろいろなケースが増えていく傾向にありますので、ちょっとお答えがはっきりできないのですけれども、ちょっとそういったことで御理解をいただきたいと思います。

あと、差し押さえの件についてでございますけれども、資料のほうでも御説明したように、七飯町のほうでは、差し押さえ等、滞納処分について

はかなり細かく徹底的にやっているというところでございます。その中でも、やはり有効ですが、納税相談とか、そういったものも必要なのですけれども、やっぱり具体的にお金が入ってくるというのが、いわゆる預金の差し押さえ、また、保険の差し押さえといったところでございます。こういったものは、私どものほうから各金融機関に照会をかけまして、道内の金融機関に照会をかけておりまして、その結果をもとに把握したデータをもとに処分を行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 そうすると、1問目の不納欠損額については、何か基準が変わったとか、そういうことではなくて、同じ基準でやっているのだけれども、たまたま昨年度はちょっと件数、額が、ぐっと、ちょっと前年度に比べて増えましたよというように、そういう扱いだということなのですね。これはちょっと増えたというほどの金額なのか、ちょっとよく分からないのだけれども、どの項目も多くなっているのか、コロナのせいなのか、景気が悪いのかなという、単純にそのぐらいしか分からなかったのだけれども、基準が変わっていないのかどうかだけ、もう一度答弁をお願いしたいのと、そうすると、この差し押さえについては、各金融機関に、この方の取り引きがないかどうかを出してもらって、あればそれで差し押さえの手続を踏んでいくということで、そういう細かい大変な作業をされているということですね。そのところをもう一度、同じように御苦勞さまということを言いたいのですけれども、ちょっとお願いします。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 まず、不納欠損につきましてですけれども、理由の一端、細かく言えば、国の基準とかが変わったとか、そういうことはございません。ただ、細かく言えば、説明させて言えばですけれども、七飯町税に係る滞納処分の停止等に関する基準というのが税務課のほうで内部基準というのですか、それを定めてございます。そのちょうど入れかわりというか、対象になる件数が

ちょうど令和2年度からとなりますので、それで若干増えたのかなというところがございます。

2点目の、保険等の処理でございますけれども、こちらのほうは、私どものほうで、滞納された方が発生した場合、いろいろ手続を行っていき、督促とか催告とか。そういった滞納が発生し始めたと同時に、こういったいわゆる差し押さえに向けての準備作業といたしまして、各金融機関ですとか、例えば所得を把握するために、ハローワークさんのほうに就労状況を確認したりとか、そういう作業をしながら処分を進めているところです。なかなか細かく、やっぱり人様のものですので、特に保険会社とかは、本社が東京等にごございますので、なかなか書類のやりとりとかも時間がかかるのですけれども、その辺は早目に滞納処分の準備をするということで、これだけの差し押さえの実績を今つくっているところということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 よろしいですか。

あとありますか。

田村委員。

○田村委員 1点だけ教えていただきたいと思っております。

まず、収入未済額だとか、それから不納欠損処分、これについて見させていただきましたけれども、処分理由、9項目ありますけれども、その中で、生活困窮と財産なし、これがほとんど集中しているような、私は見方をしているのですけれども、この二つの項目について、統一した基準を定めているのかどうか、それをお知らせいただきたいと思っております。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 不納欠損、収入未済の、この区分の説明でございますけれども、基本的に皆さん、やはり大元をくくれば生活困窮というところになってくるところでございます。ただ、例えばですけれども、生活困窮、こういった場合は、前年には所得があったが、その後、困窮してしまった場合、そういった形での整理をしています。きちっとした七飯町の独自の基準で整理しているのかというところでは、七飯町ではございませんけ

れども、一般的な地方税の不納欠損処理の処分方法というのがございますので、その中で、滞納処分とかの執行停止の要件ですとか、そういった事項要件とかを準用していますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 よろしいですか。

あとありますか。

畑中委員。

○畑中委員 実はいただいた資料の中のナンバー7の、令和2年度差し押さえ種類及び金額というところを見ているのですけれども、その中の、ちょっと理解に苦しむところがありまして、町・道民税、固定資産税、それから軽自動車税の欄にちょっと分からないところがあるのですが、教えてください。

まず、町・道民税の、例えば一番下段の欄なのですけれども、不動産、今まで私は、こういう差し押さえなど、不動産で差し押さえるというのはなかなか今まで聞いたことないように、今までの知識の中ではあるのですけれども、実際、あるのだなと思いつつながら、実は下段の不動産というところ、例えば令和元年、4万2,400円、令和2年、4万2,400円というふうになっているのですけれども、これ、実際問題として、不動産とは何を差し押さえて、これ、均等なのですね、4万2,000円、4万2,000円と。

もう一つ疑問なのは、それが充当金額にないのですね。

それから、もう一つ聞くのですけれども、固定資産税の、やっぱり不動産の部分、固定資産税であれば何となく不動産で押さえたほうがいいのかというような気もしないでもないのですけれども、平成29年度、30年度、元年、令和2年度と、毎年のように差し押さえで不動産がそれぞれ金額があるのですね。合計の金額でも、例えば29年度から令和2年度までで、例えば2,152万3,800円というような金額になっている。これについても、充当金額がゼロなのですね。

それからもう一つ、軽自動車税でも若干そういうところが見られる。例えば軽自動車の差し押さえで、生命保険で差し押さえているのが、令和元

年、令和2年というようにあるのですけれども、この部分についても充当金額がないと。そうしますと、こういった差し押さえた部分については、まず町の財産管理というのでしょうか、歳入になっていないのですから、これ、どこを見たらこういったものを管理されているのか、その辺を最後にお聞きしたいなと思っています。

以上なのです。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 差し押さえと充当の関係なのですけれども、ちょっと申し訳ございません、ちょっと1件1件、これは何だったのでしょうかというのは、ちょっと今、手元に資料がちょっとございません。ただ、基本的に差し押さえということでかけても、実際は金額がとれない、差し押さえ自体はできるのですけれども、差し押さえできる金額がないということで、ちょっと入らないということはあるので、そういったことがこの充当金額のところに出てきているというところがございます。ちょっとなかなか1件1件、ちょっと今現在、把握できていないので、このような答弁になってしまいますが、御理解いただきたいと思えます。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 今の答えでは、私は不十分かなと思っていますのですよ。なぜかといいますと、この差し押さえたものをどこで管理されているのですかと。そしてもう一つは、不動産ですから、このように4万2,400円だとか、どんなものなのだろうなというふうに思うわけです。委員長、今日、どうしても資料がなくてできないのだったら、後日でもいいから、この詳細について教えていただけませんか。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 すみません、ちょっとお時間いただいて、確認をさせていただきます、この不動産の件については。よろしいでしょうか、10分ほど。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

税務課長の答弁から入ります。

税務課長。

○柴田税務課長 すみません、貴重な時間をいただき、大変御迷惑をおかけいたしました。

先ほどの、差し押さえ金額がある中で、充当金額がゼロとなっている、これはどういうことでしょうか。不動産等もあるのですけれどもということでございますけれども、この差し押さえ金額というのは、ちょっと差し押さえた金額というより、未納の金額という考え方でございます。例えば滞納している方というのは、いろいろな税金を滞納している傾向がございます。こちらのほうで差し押さえをしていきます。あるもの、預金があれば預金を差し押さえ、保険があれば保険という中で、その方が例えば不動産を持っていたと。不動産を持たれていたときに、その方の不動産の滞納、未納金額が4万2,400円ということであれば、その金額が差し押さえたということで、そういう考え方で差し押さえ金額という欄が決まっておりますので、固定資産税の金額も、不動産のところが多いですけれども、これは不動産を持っている方の差し押さえした中での、いろいろな固定資産税を滞納している方の金額の集約という考え方でございます。

なぜ差し押さえをしているのに充当金額がゼロ円になっているのかということでございますけれども、こちらのほうは、給与とか生命保険とか、差し押さえしますと、当然、差し押さえしてしますと連絡が行きます。そこで初めて私どものほうに行動をとられる方もいらっしゃいます。申し訳ないのですけれども払いますと、差し押さえされたのですけれども、払いますと。では、分納誓約といいますけれども、ではきちんと今後はこういう計画で払ってくださいということで、そういった誓約をされる方、いらっしゃいます。その場合、差し押さえをしたままで分納のほうをしていただくこととなります。例えばですけれども、町・道民税のほうがゼロであっても、例えば、ではまず軽自動車税から滞納を減らしていきましようということで、そちらのほうに入ってきた金額

を充てているということもありますので、全部が全部という形ではないので、ものによってゼロ円という形で残っているところがございます。

その管理でございますけれども、先ほど同僚議員さんにも答弁したとおり、差し押さえの準備を早くからしていく中で、滞納管理システムという電算システムがございますので、その中に1件1件、こういった情報とか、折衝記録も入れてございます。そういったもので管理して、間違いがないように行っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 もう一度ちょっと確認したいのですが、例えば固定資産税のところの29年、30年、元年、2年とございますよね。これも、要するにある物件を差し押さえたというわけではなくて、ただの収入未済ということで理解しているかどうか、それを確かめておきたいです。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 収入未済という、何と申しませうか、こちらのほうで不動産を持っている方を差し押さえます。差し押さえたときに、不動産の価値はまた別として、差し押さえたときに、その方が固定資産税を滞納している金額がございます。1万円だったり2万円だったり、いろいろございます。その金額の集約がこの、例えば平成29年度では445万8,500円となっておりますけれども、その差し押さえ金額と書かれている欄の金額の内訳でございます。

以上です。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 まだびんとこないのだけれども、やっぱり固定資産税の場合は、あるそれぞれの土地を幾つも差し押さえられているというふうにして私は聞こえたのですけれども、そうすると、この全体の土地の総面積とか、幾ら幾ら差し押さえしていますとか、そういうのはお答えできないのですか。できないの。どうも不思議だなと思っているのだけれども、どういうことなの。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 重ねて、ちょっとすみません、

説明がちょっとつたない部分があって申し訳ございません。差し押さえを私どもがした中で、一番左欄に、上から、預金、給与、保険、還付金、不動産とありますけれども、こういったものがある場合、差し押さえします。働いていない方は、給与がないので、例えば差し押さえできませんので、働いている方は給与を差し押さえとかします。その方が何を滞納しているかというところで、差し押さえ金額の欄が出てきます。なので、たまたま不動産をお持ちの滞納者の方がいらっしゃったということで、私どものほうで、それに対して差し押さえをして、登記をして、差し押さえの登記をいたしました。そういった方が、町・道民税を、令和元年度で言えば4万2,400円残していると。固定資産税は、1人ではない、何十人もいらっしゃいますけれども、その固定資産税の金額がこれだけ滞納しているという考えで、この相当の金額を差し押さえしているという考えでこの表ができておりますので、分かりますでしょうか、御理解いただきたいと思えます。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 どうも私、頭おかしいのか知らないけれども、理解できないのですけれども、そうすると、この金額に合う土地なるものはないということなのですか。ここの金額に合うような土地、差し押さえしているのなら、その台帳みたいなものを何か管理している帳簿というのか、そういったものはないのですか。

○横田委員長 税務課長。

○柴田税務課長 差し押さえしている土地はございます。当然、土地、家屋、差し押さえしてございます。当然、登記とかしていますので、登記で把握できますし、先ほどお話ししたとおり、滞納管理システムというのがございますので、そちらのほうで、これだけ、これを差し押さえしているというのは把握してございます。ただ、ちょっと今手元に、1件、何平米の土地を今持っているとか、そういったちょっと細かいデータは、今ちょっと手元にない、お出しできないということで、データとしてはちゃんと税務課のほうで差し押さえした物件は把握しておりますので、御理解

いただきたいと思います。

以上です。

○横田委員長 畑中委員。

○畑中委員 もう一度確認しますが、そう  
いったまとめた帳簿なるものがあるのですね、差  
し押さえた物件の。(発言する者あり)

○横田委員長 よろしいですか。

○畑中委員 いい。

○横田委員長 ありがとうございます。

あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、税務課に対する審  
査を終了します。

税務課長、御苦労さまでした。

以上で、総務部は終了します。

最後に、副町長よりお願いがあります。

副町長。

○宮田副町長 総務部の関係について、決算審  
査、御審議いただきましてありがとうございます  
した。

今朝ほど田村委員のほうから4点ほど、それ  
と、午後から共通的な形の中で80万円以上とい  
うような契約の関係について資料要求されまし  
た。これについては、皆様委員さんをお願いで  
ございますけれども、16日、教育委員会が予定さ  
れていると思いますが、その終わった後に資料を  
提出して、内容について説明させていただくとい  
うような形で御了解をいただければ、そのよう  
な形の中で進めたいと思いますけれども、そのあ  
たりをちょっとお諮りいただきたいと思いま  
す。お願いします。

○横田委員長 ただいま副町長より、資料要求が  
あったものは、16日の教育委員会の後に提出  
し、内容を説明するということですが、よ  
ろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、そういうことで進めたい  
と思えます。

副町長、政策推進課長、税務課長、御苦労さ  
までした。

暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時35分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いた  
します。

お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了いたしま  
した。

本日は、これをもって終了したいと存じま  
すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたしま  
す。

御苦労さまでした。

午後 3時35分 散会

